

平成 17 年度に実施した法科大学院認証評価 （予備評価）に関する検証結果報告書

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の目的は、

- ① 法科大学院を定期的に評価することにより、法科大学院の教育活動等の質を保証すること
- ② 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てること
- ③ 評価結果を社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと

である。

また、機構では、法科大学院認証評価を透明性の高い開かれた評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、法科大学院認証評価（予備評価）の終了後、対象校及び評価担当者へのアンケートを行い、その内容を基に評価の有効性、適切性について検証を行うこととした。

なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

アンケートには、評価基準及び解釈指針、評価方法及び内容、評価作業量やスケジュール、評価結果や評価報告書、そして、評価の成果や効果を含む評価全般にわたる項目を設定し、広く意見を聴取した。

本報告書は以上のような目的、趣旨を持って行われた平成17年度実施の認証評価に関わる調査とその検討による検証結果を報告するものである。

なお、本検証に当たっては、機構内に認証評価に関する検証のための検討グループを組織し、同グループが報告書の取りまとめを行った。

目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価（予備評価）の概要	1
-----------------------------	---

II 平成 17 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法	4
2. 項目別の検証	6
(1) 評価基準及び解釈指針について	6
(2) 評価担当者に対する研修について	13
(3) 自己評価書について	15
(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について	20
(5) 書面調査・訪問調査について	22
(6) 評価結果（評価報告書）について	29
(7) 評価を受けたことによる効果・影響について	33
(8) 評価の作業量・スケジュール等について	38
(9) 評価についての感想	45
3. 総括	46

（参考資料）

- 1 平成 17 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要（大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況）
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（対象校用）
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（評価担当者用）
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（対象校用）
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（評価担当者用）
- 6 法科大学院評価基準要綱新旧対照表
- 7 法科大学院評価基準要綱（平成 17 年度）

I 機構が実施した法科大学院認証評価（予備評価）の概要

平成 17 年度に実施した認証評価（予備評価）の検証をまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院の認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 69 条の 3 第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）

大学評価・学位授与機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より、認証評価（予備評価）を開始した。

この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

認証評価の実施に当たっては、以下の資料を作成し、あらかじめ公表した。

- ・法科大学院評価基準要綱
- ・自己評価実施要項
- ・評価実施手引書
- ・訪問調査実施要項

1 目的

法科大学院認証評価は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、以下のことを目的として行った。

- （1） 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （2） 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （3） 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し広く知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を編成した。

評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置した。

3 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

（１）法科大学院における自己評価

各法科大学院は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

（２）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて、対象法科大学院の状況を分析した。
- ② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない内容等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにした。
- ④ 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行った。
- ⑤ 評価の結果を当該法科大学院を置く大学に対して通知した。
（予備評価のため、基準のすべてについての適合状況の評価（「適格認定」）や評価結果の文部科学大臣への報告及び社会への公表は行わなかった。）

4 スケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国公立大学との関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始した。

自己評価書の提出を受けた以降の評価作業スケジュールについては、次のとおりであった。

17 年 7 月	評価部会の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
9 月	評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討） 評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
10 月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として対象法科大学院を置く大学に通知〕）
11 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価結果原案の作成）
18 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象法科大学院を置く大学に通知〕）
3 月	評価委員会の開催（意見申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

Ⅱ 平成 17 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

平成 17 年度認証評価の検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成 18 年 3 月 27 日付けで全対象校（４校）に送付した。これに対して、４校すべてから回答があった。

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - （１）自己評価について
 - （２）書面調査、訪問調査について
 - （３）意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - （１）評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - （２）評価作業に費やした労力
 - （３）評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成 18 年 3 月 27 日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（30 名）に送付した。これに対して、18 名から回答があった。（回収率 60％）

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - （１）書面調査について
 - （２）訪問調査について
 - （３）評価結果について

3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

検証は、これらのアンケート調査の他、法科大学院評価課が別途に行ったアンケート調査、加えて評価過程において機構が把握した問題点等も踏まえ実施した。

2. 項目別の検証

ここでは、「1. 検証の実施方法」でアンケート調査した項目のうち、主要なものを

- (1) 評価基準及び解釈指針について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての感想

に整理・分類し、分析・評価を行った。

なお、記述に当たって対象校又は評価担当者からの自由記述意見を引用する場合には、原則、原文をそのまま引用した。（ただし、具体の大学が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で引用した。）

（1）評価基準及び解釈指針について

機構が定める評価基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育研究活動等に関する「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして適切であったか、また、評価基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

①評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、評価基準及び解釈指針の構成や内容が「教育研究活動等の質を保証するために適切であった」（機関1-①、評1-①）か及び「教育研究活動等の改善を促進するために適切であった」（機関1-②、評1-②）かについて質問したところ、対象校、評価担当者とも、肯定的な回答が多かった。

対象校については、いずれの質問についても4校中3校が「そう思う」と回答し、1校が「どちらとも言えない」との回答であった。

評価担当者については、「質の保証」に対しては、83%が「そう思う」、17%が「強くそう思う」と回答し、「改善の推進」に対しては、89%が「そう思う」、11%が「強

くそう思う」と回答し、すべてが肯定的な回答であった。

一方、「社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった」（機関1-③、評1-③）かとの質問に対しては、対象校で、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が3校であり、評価担当者では、肯定的な回答が72%（「強くそう思う」11%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」との回答が28%であった。

この結果から、評価基準及び解釈指針の構成や内容は教育研究活動等の「質の保証」や「改善の推進」の目的に照らしてみれば適切であったとの評価がなされたのに対し、「社会からの理解と支持」を得る目的に照らしてみると適切かは明確ではない。特に対象校からはどちらとも言えないという見方がされていることが窺える。

また、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関1-④、評1-④）かとの質問に対しては、対象校では、1校が「強くそう思う」、3校が「そう思う」と回答し、いずれも肯定的であった。評価担当者においても、肯定的な回答が9割以上を占め（「強くそう思う」22%、「そう思う」72%、「どちらとも言えない」6%）、教育活動を中心とした評価基準及び解釈指針の設定について高い支持が得られていることが窺える。

② 具体の評価基準等の構成・内容

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準及び解釈指針があった」（機関1-⑤）か質問したところ、2校が「そう思う」、2校が「どちらとも言えない」との回答であり、半数が評価しにくい評価基準等があったとしている。

同様に、評価担当者に対し、「評価しにくい基準及び解釈指針があった」（評1-⑤）か質問したところ、肯定する回答が56%（「強くそう思う」17%、「そう思う」39%）、「どちらとも言えない」が27%、「そう思わない」が17%であり、半数が評価しにくい評価基準等があったとしている。

評価基準等の構成・内容についての対象校及び評価担当者からの具体的な意見は以下のとおりである。（なお、機構が定めている評価基準及び解釈指針の内容は参考資料7を参照のこと。）

〔対象校〕

（第2章）「教育内容」

・解釈指針2-1-1-1にある「学部での法学教育との関係を明確にした上で」について、その分析の視点にある「学部での法学教育との関係が明確に示されているか」は、どのような視点からの解釈指針であり、教育内容の基準としてどのように理解

すべきなのか、当該箇所の記述の補足を求めたい。

（第3章）「教育方法」

- ・基準3-1-2「法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。」及びその解釈指針3-1-2-1のように、小規模校には対応しにくい基準がみられる。

（第10章）「施設、設備及び図書館等」

- ・解釈指針10-1-1-5における「有機的連携」という表現は、求めているものが分かりにくいので、別途適切な表現に改訂するようご配慮願いたい。

〔評価担当者〕

（第1章）「教育目的」

- ・教育目的についての評価というのは難しい。

（第2章）「教育内容」

- ・2-1-3の単位数はもう少しフレキシブルであってもよいと思われる。
- ・基準2-1の解釈指針2-1-1-1で法学部教育と法科大学院の教育について、学部での法学教育との関係の明確化を求めているが、社会人や他学部からの割合が一定以上になることを求め（基準6-1-5、解釈指針6-1-5-3）、未修者が多く入学することを前提としている法科大学院において、学部での法学教育との関係を論ずること自体論理矛盾ではないか。
- ・授業科目の分類分けが難しいケースがあった。
- ・授業科目について必ずしも解釈が一致していないと感じたが、多分完全に統一することはできないかもしれない。解釈指針が理解しにくく、評価される側にとってはわり切れない点もあるのではないか。

（第4章）「成績評価及び終了認定」

- ・4-1-1-2はやや細かすぎるとと思われる。
- ・4-3-1の解釈指針は整理検討できないか。

（第6章）「入学者選抜等」

- ・6-1-5の解釈指針は整理検討できないか。

（第7章）「学生の支援体制」

- ・7-1-1、7-1-2及び7-3-1の解釈指針は整理検討できないか。

(第8章)「教員組織」

- ・教員の資格に関する評価が困難である。資料がととのえられていないし、そもそも業績の内容については、評価のしようがない。
- ・8-4-1-1は後に検討がなされたがやや分かりにくい面があった。

(第9章)「管理運営等」

- ・9-1-1の解釈指針は整理検討できないか。
- ・管理運営の項目は、形式的な評価にならざるを得ないし、ピアレビューの必要があるのか疑問である。

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・10-1-1及び10-3-1の解釈指針は整理検討ができないか。
- ・施設についての評価も、大学それぞれに事情があり、それを評価するというのは困難な面がある。
- ・施設設備の項目は、形式的な評価にならざるを得ないし、ピアレビューの必要があるのか疑問である。

そのほか、評価基準等に関連する意見として、評価担当者から、「法科大学院としての最低ラインの適格性を確保するあまりに、基準や解釈指針が厳格に設定されており、大学の自由度が極めて少ない。」など、評価基準・解釈指針が厳格過ぎるとする意見、「評価基準・解釈指針は、重要不可欠な内容であると認識しているが、全体の量的な面で、効率化・簡素化が図れないか。」「基準とその下にある解釈指針にやや整合性に欠けるものもあったと記憶している。」など、評価基準・解釈指針の整理を求める意見、「形式的な数値による基準ないし、指針(教員の数など)については、予め事務局サイドで適合不適合をチェックしていただければ、より重要な実質的部分に精力を集中できると思われる。」など評価作業の分担の在り方に関する意見、「教授会等、教学会議の在り方についても、議事録の点検等を通して評価の対象とすべきであろう。法科大学院の運営が全教員の意見・意向を反映して民主的になされているかどうかは、きわめて重要な視点と思われる。」「評価基準に抵触し、改善を要する点ではあるが、各法科大学院の個性的・特徴的な教育方針の重要性との関係をどの程度考慮すべきか。単位数等の評価基準で示す数値について許容範囲は全く考えられないものかどうか。」などの意見があった。

また、この検証のためのアンケート調査とは別に、法科大学院評価課が評価期間中に評価担当者及び対象校に対し実施したアンケート調査(以下、「担当課アンケート調査」という。)によると、前述したもの以外にも「基準と解釈指針との関係が明

らかでなく、ほとんど繰り返しになっている。」「解釈指針と基準が重なり合っている印象がある。」「細かすぎて重複の可能性があるものがあり、再検討を要する。」など基準と解釈指針あるいは解釈指針間の重複、解釈指針の数の多さ、詳細さについて言及した意見が多く、評価担当者からあり、対象校からも「基準が 54 項目、解釈指針が 112 項目設定されているが、同じような回答となる項目もあり、基準等についてももう少し厳選(簡素化)していただきたい。」などの意見が寄せられている。さらに、「非常に重要なものから些末なものまでが同レベルに混在しており、また、抽象的なものから技術的(細かい数値)なものまで混在しており、適切ではないという印象がある。」など全体的な構成面に関する意見も評価担当者からあった。

また、評価担当者から「基準、解釈指針の中には、それ自体の解釈を要するものがあるので、明確化を要するのではないか。」「基準の意味を理解することが難しかった。」など基準や解釈指針の難解さに対する意見もあった。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関1ー	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関1ー	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関1ー	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るために適切であった	0	1	3	0	0
		0%	25%	75%	0%	0%
機関1ー	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	3	0	0	0
		25%	75%	0%	0%	0%
機関1ー	⑤ 自己評価しにくい基準及び解釈指針があった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%

【評価担当者】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評1ー	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	3	15	0	0	0
		17%	83%	0%	0%	0%
評1ー	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	2	16	0	0	0
		11%	89%	0%	0%	0%
評1ー	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	2	11	5	0	0
		11%	61%	28%	0%	0%
評1ー	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	4	13	1	0	0
		22%	72%	6%	0%	0%
評1ー	⑤ 評価しにくい基準及び解釈指針があった	3	7	5	3	0
		17%	39%	27%	17%	0%

③評価と課題

評価基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校、評価担当者双方から、法科大学院の教育研究活動等の質を保証するとともに、改善を進めるという目的に照らして適切であると評価されている。また、教育活動を中心に設定されていることについても、その適切性が認められている。

一方、社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持が得られるために適切であったかについては、明確ではないとの見方が対象校側からなされている。

これについては、法科大学院制度や認証評価制度が始まったばかりであるとともに予備評価の段階であり、評価結果が公表されていないこともその一因と考えられ、本評価開始後の状況も踏まえた上での判断が必要と思われる。

また、対象校、評価担当者とも、評価しにくい評価基準及び解釈指針があったと回答しているほか、評価担当者からは、評価基準及び解釈指針の意味がわかりにくいとする意見があった。

なお、平成 18 年度以降の実施に係る評価基準については、誤解を招きやすい表現や、表現が不十分であった基準・解釈指針については、字句の修正も含めて改正を行った。また、平成 19 年度以降の実施に係る評価基準については、各大学院の現状を踏まえ、一部の解釈指針について「望ましい」とする条件を「努めている」とする条件等に改正した。（参考資料 6 参照）また、平成 18 年度に向けて「基準ごとの分析」や「Q & A」などを改訂し、基準や解釈指針について、さらにわかりやすく解説を行っているものの、今後の検討の余地は残されていると思われる。そして、評価基準・解釈指針について、厳格過ぎるとの意見や整理を求める意見、形式的なチェックについての分担の在り方を求める意見に対しては、今後検討していく必要があると思われる。

そのほか、評価担当者及び対象校から評価基準及び解釈指針の重複や解釈指針の多

さなどを指摘する意見があったが、今後、量的な面での効率化、簡素化及び基準と解
釈指針の構成について検討を行う必要があると思われる。

(2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

①研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」(評3-③)か質問したところ、肯定する回答が93%（「強くそう思う」7%、「そう思う」86%）、「どちらとも言えない」が7%であり、ほぼ全員が研修の有効性を評価していることが窺える。研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」(評3-②)かについては、「そう思う」が73%、「どちらとも言えない」が27%、「研修の配付資料は理解しやすかった」(評3-①)かについては、「そう思う」が69%、「どちらとも言えない」が31%、また、「書面調査のシミュレーションは役立った」(評3-④)かについては、「強くそう思う」が7%、「そう思う」が73%、「どちらとも言えない」が13%、「そう思わない」が7%となっており、概ね説明内容や配付資料が理解しやすかったとの評価が得られている。

自由記述では、「実際の書面調査の際、シミュレーションを参考にした。」「書面調査のシミュレーションは大変役立った。」などの意見があった。

その一方で、「実際に作業に入ってから周囲の方に相談したり、指導していただいたりしてどうにか理解できた。」「実際に担当してみないと、なかなか実感がわかず、その分だけ理解が不十分であったと後で思った。」などの自由記述があり、初めて評価を実施する者にとって、研修段階では理解にも一定の限界があることも窺わせた。

そのほか、配付資料に関連するものとして、「法曹実務家の場合、大学設置基準関係に疎いため、その関係部分をまとめたもの（単なる基準集ではないもの）を示していただければありがたい。」とする意見があった。

また、「研修に費やした時間の長さは適当であった」(評3-⑤)かという質問に対しては、「そう思う」が63%を占めたが、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が6%、「全くそう思わない」が6%となり、自由記述では、「研修は役立ったし、もっと時間をかけてほしいぐらいだった。ただ、今年度また研修があるとすれば、昨年度程度のもので十分であると思う。」「時間が長すぎる。また効率が悪い。読めば分かる箇所は思い切って省略し、ポイントのみを伝達すべきである。」などの意見があった。

また、担当課アンケート調査においても、前述した結果とほぼ同様であり、「評価作業に関する理解が深まった。」かとの質問に対し83%が「そう思う」と回答しており、研修の重要性は認識されていると考えられる。研修の内容、資料については、全員が「十分」「概ね十分」としており、マイナス評価に当たるものはなかった。

【評価担当者】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評3ー	① 研修の配付資料は理解しやすかった	0	11	5	0	0
		0%	69%	31%	0%	0%
評3ー	② 研修の説明内容は理解しやすかった	0	11	4	0	0
		0%	73%	27%	0%	0%
評3ー	③ 研修の内容は役立った	1	13	1	0	0
		7%	86%	7%	0%	0%
評3ー	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	1	11	2	1	0
		7%	73%	13%	7%	0%
評3ー	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	0	10	4	1	1
		0%	63%	25%	6%	6%

②評価と課題

研修については、説明内容や配付資料が理解しやすく、書面調査などに役立ったとする回答が多く、概ね適切であったと考えられる。一方で、機構の評価を初めて経験することから、研修の段階ではイメージが湧かないとする意見もあり、理解を深めるためには今回導入した書面調査のシミュレーション等、実際の評価事例に則した資料を充実させるなど、配付資料や説明内容の更なる充実を図ることが必要と思われる。なお、平成18年度の研修では、評価判断水準に関する評価担当者間の共通認識を深めるため、平成17年度に実施した予備評価の具体例を示すなど工夫した。

また、研修に費やす時間について、より効率的にポイントを絞った説明を求める意見もあり、資料の充実等と相俟って、できるだけ効率化を図っていくことも課題と思われる。

(3) 自己評価書について

評価に当たり対象校が作成する自己評価書が、機構の定める評価基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」(機関2-(1)-①)か及び「貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた」(機関2-(1)-④)か質問したところ、それぞれ「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね評価基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価が実施できたことが窺える。

しかし、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」(機関2-(1)-⑤)かについては、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であり、各対象校の完成度の評価は様々であった。

また、「自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった」(機関2-(1)-⑥)かについては、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が2校であり、否定的な意見はないものの、文字数制限が適切であるかは明確にはならなかった。

なお、自由記述では、「項目により文字数制限を厳しく感ずるものと、それ程の文字数を必要としないと思われるものとがあった。」とする意見もあった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「大学等の自己評価書は理解しやすかった」(評2-(1)-①)かについて質問したところ、「そう思う」が39%、「どちらとも言えない」が50%、「そう思わない」が11%となっており、また、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」(評2-(1)-②)かとの質問に対しては、「そう思う」が39%、「どちらとも言えない」が44%、「そう思わない」が17%となっており、いずれの質問においても対象校が適切かつわかりやすく自己評価できたと感じている程には、評価担当者側では評価していないことが窺える。

自由記述では、「自己評価書を分担して執筆していると思われることから、記述内容に重複、さらに矛盾がみられることがあり、判断に迷うことがあった。できるだけ調整を図って提出されることが望ましい。」「自己評価書は記述者の意向が必ずしも質問に一致していなかった。」「評価基準、解釈指針に正面から対応しているのかどうか判断に迷うような記述もあった。」「大学等の自己評価書は、素直に理解できる部分と表現が曖昧な部分があり、何度も読み返しが必要だった。」などの意見があ

ったほか、「自己評価書の書き方について、基準、解釈指針毎に（重複してもよいから）書いてもらわないと評価がしにくい。」「自己評価書の記載順序が必ずしも解釈指針、基準の順に整理されているわけではなく、読みにくい箇所がまま見受けられた。」

「自己評価書の構成は、評価基準及び解釈指針ごとにタイトル分けをして記載してもらうことにすべきだと思う。もちろん、対象校側でさらに述べたい部分は、各章ごとまとめて述べてもらって良いが、基本は評価基準及び解釈指針に対する当てはめということにした方が対象校側も書きやすく、評価委員も見やすいと思われる。」

「各解釈指針の観点から適切に記述されている大学院は少なかった。自己評価書の書き方を大学院側に指導する際に、基準のみならず各解釈指針ごとに内容を記述すべきことを徹底すべきと感じた。」など、評価基準、解釈指針ごとの記述を求める意見が多かった。

また、担当課アンケート調査でも、各評価担当者から多くの意見が寄せられており、分析のしやすさ、自己評価書の読みやすさという観点から「基準、解釈指針ごとに記述する形式にする方が、審査が容易となる。」「評価に際しては、解釈指針の内容に適合しているかどうかきがきわめて重要であり、自己評価書作成に際しても、解釈指針との対応関係を明示していただくことが必要と思われる。」「基準への適合性の説明が不十分な箇所が散見された。（特に解釈指針への適合性を十分検討していないものがあったように思う）」「一部の解釈指針について、全く触れずに記載していないか、記載している場合であっても、曖昧な表現等で判断が困難な自己評価書がみられた。」など、評価基準、解釈指針ごとに自己評価・分析を求める意見が多く、さらに「基準のみならず、各解釈指針に沿った記載を徹底してもらうようにしてほしい。」「解釈指針に対応した記述をきちんとしていただくことで、より読みやすくなると思う。このことを周知徹底して欲しい。」とする要望もあった。

②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」（機関2-（1）-②）かについて質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「そう思わない」が1校であり、概ね既に蓄積していたもので対応が可能であったことが窺える。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関2-（1）-③）かについて質問したところ、「強くそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そう思わない」がそれぞれ1校ずつであり、対象校ごとの印象は様々であった。

自由記述では、「開講科目一覧」を始めとする別紙様式は、改善が必要であるように思われる。例えば、「開講科目一覧」は、貴機構の設定したカテゴリーに基づく記載が求められていることから、各法科大学院の特色を反映した授業科目の位置づ

けが困難となっている。また、「授業科目別専任教員一覧」の科目区分も、科目横断的授業（例えば、民事法と商法）の存在を想定していないように思われることに加えて、専任教員の中には複数のカテゴリーに属する者も存在することから、記載に戸惑う場合があった。」などの意見があった。

一方、評価担当者に対し、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評2-（1）-③）かについて質問したところ、「そう思う」が22%、「どちらとも言えない」が61%、「そう思わない」が17%となっており、評価担当者側からみても必ずしも必要な根拠資料が引用・添付されていたとは評価されていないことが窺える。

自由記述では、「書面調査の際のデータが全般的に不足しているように感じた。」「添付資料も適切でない。」「参考資料の引用も正確ではない場合があった。」「参考資料のどこを見ればよいか、すぐには分からなかった。」「客観的なデータがどこにあるのか、添付資料を検索しなければならない自己評価書もあった。評価作業に相当の時間と労力を要した。添付資料は適当な分量で整理され、本文の中で索引を明確に表示してほしい。」「根拠資料の引用が十分でなく、原資料をひっくり返す必要があることがあった。」など根拠資料の不備、不足や根拠資料の検索のしにくさを指摘する意見があった。

そのほか、添付資料に関連する意見として、「訪問調査前に追加の資料送付を求めべきであり、現地では「実地調査」に徹するべきである。」とする指摘もあった。

また、担当課アンケート調査でも前述したことと同様に、「（自己）評価書の記載事項を確認するために、添付の資料の中から必要な箇所を探し出すのに時間がかかった。」「自己評価を基礎づける資料がどこにあるのかを探すことも容易ではなかった。」などの意見のほか、「自己評価書記述内容が一定のデータに基づいて根拠づけられている場合、そのデータがどこにあるか明示していただく必要がある。全ての添付資料に目を通して該当データが存在するかどうか確認することは膨大な時間を必要とし、自己評価書の記述内容で引用されていないデータについては、根拠データがない場合と同様の判断を受けることを対象校に伝えておくべきである。」などの意見も複数あった。このほか、「年度、学年などが明確でない。混在している部分があった。」など添付資料としての内容が不十分なものに対する指摘も見受けられた。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(1)-	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	1	2	0	1	0
		25%	50%	0%	25%	0%
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	1	1	1	0
		25%	25%	25%	25%	0%
機関2-(1)-	④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	1	1	2	0	0
		25%	25%	50%	0%	0%
機関2-(1)-	⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%

【評価担当者】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(1)-	① 大学等の自己評価書は理解しやすかった	0	7	9	2	0
		0%	39%	50%	11%	0%
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	0	7	8	3	0
		0%	39%	44%	17%	0%
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	4	11	3	0
		0%	22%	61%	17%	0%

③評価と課題

自己評価書の記述については、対象校から概ね適切に作成できたとの回答があったが、評価担当者からは十分でないとする見方も少なくなかった。

特に、自己評価書を分担して作成している場合、対象校で記述内容を十分調整しないまま提出していると評価担当者から指摘があり、この点については、自己評価担当者等に対する研修会において説明を行っているところであるが、引き続き説明を続けていく必要がある。また、評価基準、解釈指針ごとに記載すべきであるとの意見に対しては、既に平成18年度認証評価対象校向けの自己評価担当者等に対する研修会（平成17年度実施）において、自己評価書に解釈指針との対応関係を明示するよう説明しており、この点については解消できたと思われる。なお、自己評価書の文字数制限は適切であったか明らかにならなかったが、今後、必要があれば見直しも検討していくべきであろう。

自己評価書の添付資料については、対象校によっては、既に蓄積していた資料で対応したものの、どのような資料を添付してよいか迷っていた面があったことが窺える。

また、評価担当者の立場からみると、自己評価書には必要な資料が引用・添付されていたとはいえないケースがあったことが窺える。不十分との指摘は、添付資料の有無のみならず、その質や添付資料の検索のしやすさにまで及んでおり、特に自己評価書の添付資料が検索しにくいとの意見が多かった。この意見に対しては、既に平成 18 年度認証評価対象校向けの自己評価担当者等に対する研修会（平成 17 年度実施）において、各解釈指針を分析した文章の文末に、引用したデータが添付資料のどこにあるか必ず明示してもらうよう説明しており、この点については、概ね解消できたと思われる。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等についての説明会、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施した研修会について、その有効性等の検証を行った。

①認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

まず、認証評価説明会に関し、アンケート調査を行ったところ、「説明会の内容は役立った」（機関4-③）かとの質問については、4校とも「そう思う」と回答しており、説明会の有効性が評価されている。

説明会の内容の理解のしやすさに関して、「説明会の内容は理解しやすかった」（機関4-②）かについては、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校となっており、また「説明会の配付資料は理解しやすかった」（機関4-①）かについては、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校となっており、概ね理解しやすいと評価されている。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関し、アンケート調査を行ったところ、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」（機関4-⑦）かとの質問については、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校となっており、概ねその有効性が評価されていると思われる。

研修会の内容の理解のしやすさに関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」（機関4-⑥）かについては、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、また「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」（機関4-⑧）かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が1校となっており肯定的な回答が多い一方で、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」（機関4-⑤）かについては「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、「そう思わない」が1校との回答であり、配付資料については、必ずしも理解しやすいとはいえないとする見方もあることが窺える。

なお、平成17年度実施の説明会及び研修会の終了時に担当課が別途アンケートを実施しているが、まず、説明会に関しては、「抽象的な表現の部分について、具体例を示してほしかった。」「もう少し具体的な話(例示)が欲しかった。」「今後、関西地区での開催も検討してほしい。」「他の評価機関と、機構の評価の違いや特徴を教えてほしい。」などが意見もあった。

研修会に関しては、「今年度の予備評価での出来事の紹介などは大変参考になった。」「具体的予備評価を踏まえた話しであったので、前回よりもわかりやすかった。」「自己評価書イメージ(文例)が追加されていたので、とてもわかりやすかった。」な

ど、ほとんどの回答者が肯定的に回答しており、その重要性や有効性、説明方法、資料の適切性については概ね評価されているといえる。しかしながら、「研修内容の分量は十分であった」かの質問については、回答者の約 20%が否定的であった。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関4ー	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関4ー	② 説明会の内容は理解しやすかった	1	2	1	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
機関4ー	③ 説明会の内容は役立った	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関4ー	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	0	2	1	1	0
		0%	50%	25%	25%	0%
機関4ー	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1	2	1	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
機関4ー	⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関4ー	⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	2	1	1	0	0
		50%	25%	25%	0%	0%

②評価と課題

認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会ともに理解しやすく役立ったことがわかった。

しかし、説明会の配付資料について、具体例に基づいた説明を求める意見があったことから、平成 18 年度の「法科大学院認証評価に関する説明会」においては、平成 17 年度に実施した予備評価の具体例を示すなどした結果、「理解が深まった」「説明がわかりやすかった」「資料がわかりやすかった」とする回答が前年度の 21%から 40%にほぼ倍増しており、平成 17 年度の同説明会でのアンケート結果に基づく改善の成果が上がっているといえる。

このほか、説明会の開催地区（関西）を求める意見や、他の評価機関との違いについて説明を求める意見、また、評価期間全体を通したスケジュールの見直しについての意見が寄せられており、今後検討を要すると思われる。

なお、平成 18 年度に実施した自己評価担当者等に対する研修会については、自己評価書の記述例（イメージ）の提示、基準を詳細な図表により明示するなど説明資料の充実を図った。

(5) 書面調査・訪問調査について

書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったか、また、訪問調査についてその内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」という名称の文書により当該対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、その「書面調査による分析状況」の内容は適切であった」（機関2-（2）-①）かについて質問したところ、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね適切であったとの評価が得られている。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評2-（1）-④）か質問したところ、肯定する回答が61%（「強くそう思う」22%、「そう思う」39%）、「どちらとも言えない」が27%、否定する回答が12%（「そう思わない」6%、「全くそう思わない」6%）となり、客観的データを求める見方が少なからずあることが窺える。

また、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評2-（1）-⑤）か質問したところ、「そう思う」が11%、「どちらとも言えない」が44%、「そう思わない」が39%、「全くそう思わない」が6%となっており、様式について評価担当者からは好評ではなかったことが窺われる。

自由記述でも「書面調査票は見づらくて作業しにくかった。」「書面調査票の様式が全体的に細かすぎ、また重複的なものであった。」「細かすぎると思う。解釈指針ごとの評価をもっと整理して欲しい。」「書面調査票の様式は、厳格な評価を記入する上で必要かもしれないが、記入内容が重複する場合があります、複雑な感じがする。効率化、簡素化が望ましい。」「（今後、項目を減らすことで、問題点はだいぶ解消されるが）、一つの章を一覧しながら記載できると、より適切な検討が可能となるので、項目の減少、特記欄の減少（章の最後にまとめる）などをお願いしたい。」「一覧表のデータの数値が細かくて読みにくい。色刷りや図案化などデータの内容によっては分かりやすく工夫することも必要である。」など機構が作成した様式の作業しにくさへの指摘が多かった。

その他、書面調査票以外についての自由記述では、「単位数などの形式的に判断できるものは、各評価担当者が評価を記入しなくてもよいのではないか。」など、作業の分担を求める意見などもあった。

また、担当課アンケート調査では、「まず解釈指針について判断を記載し、最後に基準について判断を記載するという体裁の方が、実際の作業の進め方に対応するものである。」などの意見があり、書面調査票そのものに対する意見は少なく、むしろ書面調査における分析の仕方、記述の方法や順序、判断基準の統一など、実際に書面調査に従事した経験からの技術的な改善を求める意見が大半を占めた。

②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」という名称の文書により対象校に通知しているが、対象校に対し、その「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった」（機関2-（2）-②）かについて質問したところ、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が2校であり、問題は指摘されなかったものの、すべての対象校から適切との評価を受けるには至らなかった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった」（評2-（2）-①）か質問したところ、いずれも肯定的な回答（「強くそう思う」6%、「そう思う」94%）であり、評価担当者側からは適切な内容のものであったとの見方がされている。

③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった」（機関2-（2）-③）かについて質問したところ、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、「そう思わない」が1校であり、質問した内容の評価は相半ばであった。なお、そう思わない理由についての自由記述はなかった。

また、「訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった」（機関2-（2）-④）かについて質問したところ、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が1校、「そう思わない」が1校であり、概ね適切であるとの評価を得ていると思われる。

自由記述では、「授業見学がいささか短かったと思われます。授業は当該授業時間全体を一体として運営されるものであることから、授業見学を行う場合には授業時間の最初から最後まで見学すべきであるように思われる。」「当日に授業視察の科目変更があり、また授業資料（レジュメ等）の要望があり、対応に追われることもあった。」などの意見があった。

さらに、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-（2）-⑤）かとの質問に対しては、3

校が「そう思う」、1校が「どちらとも言えない」であり、概ね共通理解を得ることができたとの評価を得ていることが窺える。

その他、訪問調査に関連する自由記述については、「「書面調査における分析状況」「訪問調査時の確認事項」の通知と訪問調査の期間設定が短いため、回答の準備のための時間の確保に困難を伴った。」とする意見があった。

担当課アンケート調査でも、「訪問調査時の補足説明を要する事項及び根拠資料・データ等の確認を要するものについて、授業期間中ということもあり、もう少し時間的余裕(学内での検討期間として1ヶ月程度)を与えていただきたい。今回の予備調査では、かなりハードな作業を強いられた。」とする意見が寄せられている。また、同じく担当課アンケート調査においては、訪問調査の実施日程について「事前の調整が、もう少しあってもよかった。」「少なくとも2～3ヶ月前にお知らせ願いたい。」などの意見があった。

一方、評価担当者に対し、「訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった」（評2-（2）-③）かについて質問したところ、肯定的な回答が8割を占め（「強くそう思う」17%、「そう思う」61%、「どちらとも言えない」11%、「そう思わない」11%）、また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評2-（2）-②）かとの質問については、すべてが肯定的な回答であり（「強くそう思う」17%、「そう思う」83%）、評価担当者側からは、訪問調査が有効に機能したことが窺える。

しかし、「訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（評2-（2）-④）かとの質問については、「強くそう思う」が11%、「そう思う」が50%、「どちらとも言えない」が28%、「そう思わない」が11%と、肯定的な意見が6割であった。

自由記述では、「訪問調査は絶対に必要だと感じた。書面調査で見えてこなかったことがみえるばかりか、教育に対する教師たちの情熱や信念が伝わってきた。」「書面調査で十分でない点を訪問調査で確認し、共通理解することに重要な意義がある。」「訪問調査については、対象校の対応が、予想よりはるかに率直で良かったと思われる。確認したいと思った資料等は、ほぼ見ることもできたと思われる。」など、書面調査ではわからない事項等の把握や大学との共通理解を深める上で有効であるとする意見があった一方で、「訪問調査の時間もやや短いのではないか。授業の実態や施設も時間をかけて視察したいし大学側や学生らと十分に話しを重ね、改善を要する点があれば、大学側との共通理解を得るようにしたい。要するに、訪問調査を形式的な調査にしたくない。」など訪問調査の時間がやや短いとする意見、「インタビューの途中で授業見学をせざるを得なかったり、空き時間が異常に多くなったりした点は改善を要すると思う。」「細かい資料や生データの閲覧を抜き打ち的に求め

ることこそ訪問調査の意味がある。インタビューも個人面談の方が真実に迫りやすいのではないか。」「講義や演習、教材や答案などの教育面の点検に比重が大きい方がよいのではないか。」「訪問調査時には、感想等をあまり話さないように指示されていたと思うが、いろいろと聞き出す際に良い点を誉めてからのほうが円滑にいくのではないかと感じた。」など、実施方法等についての意見もみられた。

担当課アンケート調査でも、「書面調査では分からないことが明確になって有益であった。」「大学院側の雰囲気もわかってとても有益だった。」「自己評価書の書面調査だけでは疑問に考えられることや判断が困難なことが訪問調査で確認できた意義は大きく、重要であった。」などの意見が多く寄せられ、訪問調査の有効性が実証されているものの、一方で、「時間配分に工夫が必要である。」「学生面談の時間はもう少し長くても良い。」「授業見学の時間はもう少し長くてもよいのではないか。」「全体的にスケジュールが過密。」「理想をいえば、時間的にももう少し余裕のある訪問調査が必要ではなかろうか。短時間に予定をこなす慌ただしい調査だった。」など訪問調査の日数やタイムスケジュールに関する意見が多数あった。

④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」（機関2-（2）-⑥）かについて質問したところ、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね適切であるとの見方がされている。

また、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う」（機関2-（2）-⑦）かについて質問したところ、「どちらとも言えない」が3校、「そう思わない」が1校となり、肯定する回答はなかった。

一方、評価担当者に対し、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」（評2-（2）-⑤）か質問したところ、約8割が適切であるとの見方を示している。（「強くそう思う」6%、「そう思う」72%、「どちらとも言えない」16%、「そう思わない」6%）

ただし、自由記述では、「施設の調査に人数が多いのではないか。」「成績評価の関係もあり（専門分野が異なると、適切な成績評価がなされているかどうかは判断しづらい。）、もう少し人数が多いほうがよかったように思う。なお、この点については訪問調査の形式でしかできないのか、答案の点検は書面調査的にやれないのか。そうすれば、訪問調査の人数は少なくともよい。」「全体との負担の関係で、もう少し少人数であってもよかったのではないか。」など、人数について多いとする意見と少ないとする意見の双方があった。

【対象校】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(2)-①	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(2)-②	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
機関2-(2)-③	③ 訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	0	2	1	1	0
		0%	50%	25%	25%	0%
機関2-(2)-④	④ 訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	2	1	0	1	0
		50%	25%	0%	25%	0%
機関2-(2)-⑤	⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(2)-⑥	⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(2)-⑦	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	0	0	3	1	0
		0%	0%	75%	25%	0%

【評価担当者】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(1)-④	④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	4	7	5	1	1
		22%	39%	27%	6%	6%
評2-(1)-⑤	⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	0	2	8	7	1
		0%	11%	44%	39%	6%

【評価担当者】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(2)-①	① 訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった	1	17	0	0	0
		6%	94%	0%	0%	0%
評2-(2)-②	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	3	15	0	0	0
		17%	83%	0%	0%	0%
評2-(2)-③	③ 訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	3	11	2	2	0
		17%	61%	11%	11%	0%
評2-(2)-④	④ 訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	2	9	5	2	0
		11%	50%	28%	11%	0%
評2-(2)-⑤	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1	13	3	1	0
		6%	72%	16%	6%	0%

⑤評価と課題

「書面調査による分析状況」の内容に関しては、対象校から肯定的な回答が多く、概ね適切であったと思われる。

また、書面調査の分析を担当した評価担当者からは、書面調査票の様式について作業しにくいなど、改善を求める意見が多数あった。書面調査票の様式以外にも、書面調査における分析の仕方、記述の方法や順序、判断の基準の統一など改善を求める意見もあったこと、平成 17 年度の対象校が 4 校に対して平成 18 年度は 13 校の評価を実施するため、さらに合理的・効率的な作業を行う必要から、書面調査票の様式の改訂をはじめ、把握された問題点を中心に大幅な見直しを行い、平成 18 年度の評価に臨んでいるところである。

訪問調査時の確認事項が適切であったかに関して、対象校側からは、否定する意見がなかったものの積極的に肯定する意見も半数にとどまった。

一方、評価担当者から、訪問調査時の確認事項に対する回答が適切であったかに関して、肯定的な回答が得られている。

対象校からは具体的な意見がなかったため、適切であったかどうか判断できないため、この点については次年度も含めもう少し様子をみた上で判断する必要がある。

訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者双方の回答から、全体的には適切であったと判断されている。特に、評価担当者からは、訪問調査により書面調査では確認できない点が確認できることが高く評価されているとともに、評価担当者、対象校とも教育研究活動等の状況についての共通理解を図る上で訪問調査の役割が認められていることがわかった。

その一方で、全体のスケジュールの工夫等についての意見があったことから、学生面談の時間を延長する、一日目に施設の調査を行うなどの全体の流れの中での効率化を図る見直しを行い、平成 18 年度は、各部会で調整しながら実施している。

また、対象校から「訪問調査時の確認事項」の送付から回答までの時間が短いとの意見があるが、この期間の設定は、試行的評価の経験のある機関別認証評価と同様とし、現行においても概ね 3 週間程度の期間が設けられている。対象校における負担軽減の観点から、将来的に全体のスケジュールの中で調整することを検討することも考えられる。

このほか、対象校、評価担当者双方から実施日程の事前調整を早めて欲しい旨の要望が複数あり、平成 18 年度においては、これを踏まえ、実質的には訪問調査の 4 ヶ月間前には日程を確定するなどの改善を行った。

評価担当者の人数や構成に関しては、対象校、評価担当者双方の回答から適切であ

ったことがわかったが、施設調査や成績評価など個別調査事項における人数に意見があることから、今後、これらの点について必要に応じ、検討していくことが考えられる。

(6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

①評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-⑨）かについて質問したところ、4校とも「そう思う」と回答し、評価報告書の内容については、全体として適切なものとして評価されている。

また、「評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-⑦）かについて質問したところ、4校とも「そう思う」と回答しており、評価報告書から新たな視点を得ることができたとの見方がされている。

次に、評価報告書の内容がそれぞれの対象校の目的を踏まえるとともに、対象校の実態に即したものであったかに関して、「評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった」（機関5-④）かとの質問については、「そう思う」が3校で、「どちらとも言えない」が1校、「評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった」（機関5-⑤）かとの質問については4校とも「そう思う」と回答するなど、適切な内容となっていると評価されている。

次に、「評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-⑥）かについて質問したところ、「強くそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そう思わない」がそれぞれ1校ずつの回答となり、規模等を考慮した内容となっているかは明確にならなかった。

評価報告書の構成や内容について「分かりやすいものであった」（機関5-⑧）かについては、4校とも「そう思う」との回答が得られている。

さらに、評価報告書の内容が対象校の教育研究活動等の「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして役立ったかに関して、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-①）かとの質問については、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校、また、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった」（機関5-②）かとの質問については、4校とも「そう思う」と回答し、いずれも概ね評価が得られているのに対し、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他の関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関5-③）かとの質問については、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、「全くそう思わない」が1校と意見が分かれ、「1. 評価基準及び解釈指針について」と同様、社会の理解と支持を得ることを支援・促進するという面では必ずしも役立つものかどうかは明確では

ないとの見方もある。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、評価報告書の内容について質問したところ、まず、「自ら担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評2-（3）-①）かについては、肯定的な回答が約9割を占め（「強くそう思う」12%、「そう思う」76%、「どちらとも言えない」12%）、自由記述でも「評価部会における議論を踏まえた適切な結果が率直に示されており、妥当と思われる。」とする意見があるなど、自らが担当した評価の内容が適切に報告書に反映されているとの評価が見受けられる。

また、評価報告書の構成等、結果の表し方に関して、「第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評2-（3）-②）かとの質問について、「強くそう思う」が12%、「そう思う」が76%、「どちらとも言えない」が12%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった」（評2-（3）-④）かとの質問について、「強くそう思う」が35%、「そう思う」が41%、「どちらとも言えない」が18%、「そう思わない」が6%と、いずれの質問も概ね適切との見方をされている。

自由記述では、「「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述する形式は、評価報告書の内容を整理し、明確にすることで必要である。いわゆる評価報告書の見出しの部分であり、章ごとの内容を集約するものとして適切である。」などの意見があった一方で、「主な（優れた点）（「主な改善を要する点」）」の趣旨が、単に全体の評価内容の理由を述べるということなのか、それとも特記すべき（全体の評価には必ずしも反映されない）事項を書くということなのか判断に苦しんだ。」とする意見もあった。

次に、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評2-（3）-③）かとの質問については、肯定的な回答が7割（「そう思う」が71%、「どちらとも言えない」が23%、「そう思わない」が6%）であり、概ね適切であるとの見方をされている。

自由記述では、「評価項目が細かすぎるのではないか。そのため評価の分量が多すぎるということになると思う。」とする意見があった。

②意見の申立てについて

今回の予備評価を実施した4校のうち、意見の申立てを行ったのは1校だけであったが、意見の申立てを行ったか否かに関わらず、すべての対象校に対し、意見の申立ての実施方法等について質問を行った。

まず、「意見の申立ての一連の実施方法は適切であった」（機関2-（3）-①）及び「「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であ

った」(機関2-(3)-②)か質問したところ、いずれの質問についても、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が2校であった。実際に意見の申立てを行わなかった対象校もあったので、「どちらとも言えない」との回答が半数を占めたものと思われる。

また、「意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」(機関2-(3)-③)か質問したところ、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校、「そう思わない」が1校であった。

いずれの質問についても意見の申立てを行った対象校が少なかったことから、その妥当性については、もう少し様子を見て判断する必要があると思われる。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関5-	① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関5-	② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関5-	③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	0	2	1	0	1
		0%	50%	25%	0%	25%
機関5-	④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関5-	⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関5-	⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	1	1	1	1	0
		25%	25%	25%	25%	0%
機関5-	⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関5-	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関5-	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%

【評価担当者】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(3)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	2	13	2	0	0
		12%	76%	12%	0%	0%
評2-(3)-	② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	2	13	2	0	0
		12%	76%	12%	0%	0%
評2-(3)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	0	12	4	1	0
		0%	71%	23%	6%	0%
評2-(3)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	6	7	3	1	0
		35%	41%	18%	6%	0%

【対象校】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(3)-	① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
機関2-(3)-	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
機関2-(3)-	③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	1	2	1	0
		0%	25%	50%	25%	0%

③評価と課題

評価報告書の内容に関しては、対象校の実態に即し適切であること、教育研究活動の質を保証するために資する内容となっていることが確認された。また、教育研究活動に関し新たな視点が得られること、改善に役立つものであることも確認された。

しかし、社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであったかとの質問については、肯定的な回答が5割程度にとどまった。これは、予備評価段階のため、評価報告書を社会へ公表していないことや、認証評価制度自体が始まったばかりであり、必ずしも社会に広く認知されていないことも一因として考えられる。

また、評価担当者からは、評価結果は書面調査及び訪問調査の内容、評価部会における議論を適切に反映しているとみていることがわかった。さらに、評価報告書の文頭に「主な優れた点」「主な改善を要する点」として記述する方法についても肯定的な回答が多く適切であると判断できる。

意見の申立てに関しては、その実施方法や内容、対応等について、どちらとも言えないとの回答が半数と多かったが、平成17年度においては意見申立てを行った対象校が1校のみで、ほとんどの対象校がその適否について判断がつかなかったことが一因であると推測され、その妥当性については、もう少し様子を見て判断する必要がある。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響について質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができた」(機関6-(1)-①) か及び「教育研究活動等の今後の課題を把握することができた」(機関6-(1)-②) については、いずれの質問についても3校が「そう思う」、1校が「どちらとも言えない」との回答であり、教育研究活動等の状況や課題を把握することには役立ったとみていることがわかる。

次に、教職員の意識に関する効果・影響に関して質問したところ、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した」(機関6-(1)-⑤) については、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、肯定的な評価であったが、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-③) については、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」「そう思わない」がそれぞれ1校であり、「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-④) かでは、「そう思う」「どちらとも言えない」がそれぞれ2校であった。このことから、自己評価担当者はともかく、自己評価を行うことの重要性や教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が広く教職員に浸透したかどうかについては、必ずしも肯定的な見方がされていないことが窺える。

また、自己評価を行ったことが対象校のマネジメントや教育研究活動等の改善又は個性の伸長の促進につながったかに関して質問したところ、「学校全体のマネジメントの改善を促進した」(機関6-(1)-⑥) については、4校とも「そう思う」と回答したが、「貴校の教育研究活動等の改善を促進した」(機関6-(1)-⑦) については、「そう思う」が1校に対し「どちらとも言えない」が3校、「貴校の個性的な取組を促進した」(機関6-(1)-⑧) については、4校とも「どちらとも言えない」と回答しており、マネジメントの改善の促進には寄与しているが、教育研究活動等の改善の促進や個性的な取組の促進に至っているとまではいえない状況を示している。

②評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果及び評価報告書を受けて現在以降どのような効果・影響があるかについて質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができる」(機関6-(2)-①) か及び「教育研究活動等の今後の課題を把握することができる」(機関6-(2)-②) については、4校と

も「そう思う」との回答であり、自由記述でも、「評価報告書（予備評価）を受けたことによって、早期に、教育研究活動等の現状について、全体的な把握と今後の課題を認識することができた。また全学においても法科大学院の現状について、理解を得るよい機会となった。」などの意見もみられ、教育活動等の状況や今後の課題を把握するためには十分役立ったことが窺える。

また、教職員の意識への効果、影響については、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する」（機関6-（2）-⑤）か、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-③）か、さらに「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-④）かについて質問したところ、いずれの質問についても「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、教職員の意識への影響を評価していることがわかった。

しかし、「教職員に評価報告書の内容が浸透する」（機関6-（2）-⑨）かとの質問に対しては、「そう思う」と「どちらとも言えない」がそれぞれ2校ずつであり、評価報告書の内容が教職員に浸透するかどうかについてはわからないとする見方もある。

次に、評価結果が対象校にもたらす具体的な効果・影響について質問したところ、「学校全体のマネジメントの改善を促進する」（機関6-（2）-⑥）かについては、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校、また、「貴校の教育研究活動等の改善を促進する」（機関6-（2）-⑦）かとの質問については、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校、そして「貴校の個性的な取組を促進する」（機関6-（2）-⑧）かとの質問については、「そう思う」が3校、「全くそう思わない」が1校であった。さらに、「貴校の教育研究活動等の質が保証される」（機関6-（2）-⑩）か、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」（機関6-（2）-⑪）かとの質問については、それぞれ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であった。このように、ほとんどの対象校が評価結果のもたらす具体的な効果・影響を認めている。

一方、「広く社会の理解と支持が得られる」（機関6-（2）-⑫）かとの質問については、「強くそう思う」「そう思う」「どちらとも言えない」「そう思わない」がそれぞれ1校で、効果・影響については意見が分かれている。

なお、「他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする」（機関6-（2）-⑬）かについては、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、他校の評価結果が参考になると考えていることが窺える。平成17年度においては、予備評価段階のため評価結果は公表していないが、今後の評価結果の活用が念頭にあっての回答と思われる。

③評価結果の活用について

対象校より改善への取り組み例として、以下が挙げられている。

(第2章)「教育内容」

- ・評価報告書を受け、科目の各科目群への位置付けの変更、各科目群の科目の修了必要単位数の見直しを行い、一部は既に実施した。

(第3章)「教育方法」

- ・評価報告書を受け、休業期間中開講科目、履修登録可能上限単位数の見直しを行っている。
- ・将来構想委員会においてカリキュラム改革の検討を開始した。
- ・法律実務基礎科目（「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」等）のカリキュラムの体系化、授業内容の見直しに着手した。

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・評価報告書を受け、成績評価をより厳正に行うよう、会議の場を通じて又は個別的に教員に対して注意を促している。
- ・成績評価について、科目間・教員間における評価尺度の共有化への取り組みとして、全学生の成績評価一覧を作成、教授会で配布した。

(第5章)「教育内容等の改善措置」

- ・（今回の評価結果を受けて）FD会議のテーマとして重点的に取り組んだ。

(第8章)「教育組織」

- ・評価報告書を受け、非常勤講師を引き受け過ぎて負担過重とならないよう当該教員に注意を促した。

(第9章)「管理運営等」

- ・評価報告書を受け、自己点検評価報告書作成作業により力を注ぐこととした。
- ・自己点検評価を平成18年に実施する予定である。
- ・自己点検及び評価の取り組みのひとつとして、『学生による授業アンケート（結果）』（冊子）を作成した。（FD活動）
- ・教育研究活動に関する重要事項を記載した文章を公表する予定である。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関6-(1)-	① 教育研究活動等について全般的に把握することができた	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(1)-	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(1)-	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	0	2	1	1	0
		0%	50%	25%	25%	0%
機関6-(1)-	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
機関6-(1)-	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(1)-	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関6-(1)-	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した	0	1	3	0	0
		0%	25%	75%	0%	0%
機関6-(1)-	⑧ 貴校の個性的な取組を促進した	0	0	4	0	0
		0%	0%	100%	0%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関6-(2)-	① 教育研究活動等について全般的に把握することができる	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関6-(2)-	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関6-(2)-	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	0	3	0	0	1
		0%	75%	0%	0%	25%
機関6-(2)-	⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
機関6-(2)-	⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	1	2	1	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	1	2	1	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
機関6-(2)-	⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	1	1	1	1	0
		25%	25%	25%	25%	0%
機関6-(2)-	⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする	0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%

④評価と課題

自己評価を行ったことによる効果・影響については、自己評価を行ったことが、教育研究活動等の全般的な把握と今後の課題の把握などに役立っていることがわかった。

しかし、自己評価の結果が教育研究活動の改善や個性的な取り組みにまで至っているかどうかは現時点では明確になっていない。また、自己評価を行うことの重要性や教育研究活動を組織的に行うことの重要性が広く教職員に十分に浸透しているとはいえない状況が見受けられる。

評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響については、自己評価を行ったことによる効果・影響に比べて、大きいことがわかる。

特に、「教育研究活動等の改善を促進する」「個性的な取組を促進する」「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」との質問については、自己評価段階よりも肯定的な回答が多くなっている。

このことから、評価結果が与える影響については、対象校側に肯定的に受け止められており、一定の効果が得られていることが窺える。

しかし、社会から理解と支持を得られるかについては、意見が分かれている。これは、「6. 評価結果（評価報告書）について」で既に述べたのと同様、予備評価段階のため評価報告書を社会へ公表していないことや、認証評価制度自体が始まったばかりであり、必ずしも社会に広く認知されていないことも一因として考えられる。

また、評価結果を受けてどのような改善に取り組んだかについては、35 ページに示したとおり、対象校において様々な改善の取組が進められていることが窺える。

(8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の予備評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

①評価担当者から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」(評4-(1)-①)、「訪問調査への参加」(評4-(1)-②)、「評価結果の作成」(評4-(1)-④)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、作業量については、「自己評価書の書面調査」は全員が大きいと回答し、うち78%は「とても大きい」と回答した。

また、「訪問調査への参加」については、「適当」が67%、「とても大きい」又は「大きい」が33%、「評価結果の作成」については、「適当」が65%、「大きい」が35%となっており、それぞれ大きいとする意見が3分の1程度あったものの、大半は「適当」であるとみている。

作業期間については、「自己評価書の書面調査」の作業期間は、8月から約1ヶ月を設定しているが、これについて「長い」又は「とても長い」が39%、「適当」が33%、「短い」又は「とても短い」が28%と意見が分かれた。「訪問調査への参加」は、1校あたり延べ2日間の日程となっているが、「長い」とする意見が22%、「短い」とする意見が6%あるものの、72%が「適当」と回答しており、また、「評価結果の作成」については、76%が「適当」と回答している。

これらの結果から、自己評価書の書面調査に係る作業量や作業期間に対する負担の意識が非常に高く、その他については概ね「適当」という見方が一般的であることがわかる。作業量・作業期間などに関する具体的な意見として、「自己評価書の記載自体の確認や評価基準自体の理解に時間がかかった。」「自己評価書の書面調査では、当初の段階で、自己評価書全体の内容の理解と添付資料及びデータの確認、内容の把握に相当時間がかかった。次の段階の「判断・判断の根拠」の作業では、解釈指針の項目が量的に多いことや自己評価書の記述の分析、添付資料・データとの照合及び確認、それにパソコン入力作業で相当の時間、労力を費やした。」「自己評価書の書面調査にはもう少し時間的余裕がほしい。」など書面調査の実施には時間が必要との意見や、「作業にはかなりの時間がかかった。でも時間があつたからといって合理的な評価はできないように思う。一気にやらなければならない作業と思う。」

「作業量、負担は非常に大きかった。しかし、客観的に考えると、法科大学院評価には、これぐらいの労力、負担は当然であろう。」など一定の理解を示す意見、また、

「評価作業は厳格性が求められているが、作業量はある程度の効率化、簡素化を図り、時間的に余裕のある評価が望ましい。」「書面調査票の記入方法について、負担とならないよう工夫してほしい。特に基準を満たしているものについてもその根拠をいちいち記載することは負担である。」「書面調査にかかった作業量と負担は相当なものである。全ての欄につき、文章形式あるいは自由記載の形式で記述するのは大変な労力である。記載方法につき、再検討をお願いしたい。」「形式的ないし定量的なものについては、各評価担当者がゼロから資料を読んで判断を行う必要はないのではないか。」「対象校にエクセルへの記入を求め、各校の「自己評価書」はできれば電子データとしてエクセルの当該箇所にリンクを貼るなどして作業の無駄を多少でも省いていただきたい。」「自己評価書の書き方の改善、基準及び指針の改善がなされれば、作業量、スケジュールとしても適切なレベルになると思う。」など、改善を求めるものもあった。

担当課アンケート調査では、平成 17 年度については、直接的に作業量や作業期間、労力に関するアンケート調査はしていないものの、各評価担当者からは、「書面調査の負担が非常に大きい。調査の仕方(調査票の記載)について大幅な合理化を望む。」

「記載項目が細かすぎて作業が膨大となり、とても対応できない。」「書面調査の時間も必ずしも十分ではなかった。」「単に数の当てはめのような基準については、自己評価書の記載を添付資料に照らして確認していく作業が求められているように感じたが、単なる機械的作業の繰り返しであり、合理化できないか。」「かなり作業量が多いため、重複していると思われる事項を整理する必要がある。」「当初の段階で自己評価書の内容の全体的把握、参考資料の点検・確認に、まず数日の時間がかかり、次の段階の「判断・判断の根拠」の作業では、解釈指針項目が多いことと自己評価書の分析、参考資料との照合及び確認作業、それにパソコン入力作業で、かなりハードな調査だった。」など、基準・解釈指針の数の多さから生じる作業負担の大きさに言及した意見が多く寄せられている。また、「PC 画面上での操作は、エクセルの使用になれていないことと、自己評価書や資料を参照しながら入力しなければならないため、大変困難であった。」「(訪問調査は) 9 月以降は授業が始まるため、時間調整が難しい。」などの意見もあった。

・評価に費やした労力

評価担当者に対するアンケート調査において、評価に費やした労力が「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という評価の 3 つの目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「大学等の質の保証という目的に見合うものであった」(評 4-(2)-①) については、「強くそう思う」が 6%、「そう思う」が 53%、「どちらとも言えない」が 41%、「大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった」(評 4-(2)-②) については、「そう思う」が 59%、「どちらとも

言えない」が 41%、「大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評 4 -（2）-③）かについては、「強くそう思う」が 6%、「そう思う」が 47%、「どちらとも言えない」が 47%となっており、いずれも肯定的な回答が多かったものの、「どちらとも言えない」とする回答も 4 割以上を占め、評価の目的と労力のバランスについて疑問を持つ見方も相当程度あることがわかった。

②対象校から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」（機関 3 -（1）-①）、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」（機関 3 -（1）-②）、「訪問調査のための事前準備」（機関 3 -（1）-③）、「訪問調査当日の対応」（機関 3 -（1）-④）、「意見の申立て」（機関 3 -（1）-⑤）に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、作業量に関して、「自己評価書の作成」については、「とても大きい」が 2 校、「大きい」が 1 校、「適当」が 1 校であり、作業量が多いとする回答が多かった。また、「訪問調査のための事前準備」「意見の申立て」についても、「大きい」とする回答が 3 校、「適当」とする回答が 1 校であり、作業量が多いとの見方が強い。

また、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」については、「とても大きい」が 1 校、「大きい」が 1 校、「適当」が 2 校であり、「訪問調査当日の対応」については、「大きい」「適当」との回答がそれぞれ 2 校であった。

自由記述では、「資料収集、資料分析（図表化）、文書作成という作業量は想定外に負担が重かった。」「自己評価の作成、訪問調査への対応（特に前者）の作業量、負担は非常に大きい。」などの意見があった。

次に、作業期間に関して、「自己評価書の作成」については、「適当」が 2 校、「とても長い」「短い」がそれぞれ 1 校と意見が分かれ、作業量について多いとの意見が多かったのに比べ、作業期間について短いとする意見は多数というわけではなかった。このほか、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」については、「確認事項」の送付からその回答まで約 3 週間の期間を設定しているが、「適当」が 2 校、「短い」が 1 校、「とても短い」が 1 校、「訪問調査のための事前準備」については、「適当」が 3 校、「短い」が 1 校、「訪問調査当日の対応」については、訪問調査期間が延べ 2 日間であったが、「長い」が 1 校、「適当」が 1 校、「短い」が 1 校、「意見の申立て」については、1 月末の評価結果（案）の通知から申立て期限まで約 1 ヶ月間の期間を設定しているが、「適当」が 2 校、「短い」が 2 校であり、いずれも「短い」とする意見があるものの「適当」とする意見を上回るものはなか

った。

・評価作業に費やした労力

対象校に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「貴校の質の保証という目的に見合うものであった」（機関3-（2）-①）か、「貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった」（機関3-（2）-②）かについては、いずれの質問も4校とも「そう思う」と回答しており、労力は目的に見合うものであったとの評価がされている。

しかし、「貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（機関3-（2）-③）かとの質問については、1校が「そう思う」としたものの、3校が「どちらとも言えない」との回答であり、「社会の理解と支持」の目的との関係では必ずしもそれに見合ったものであったかは不明確であるとの見方がされている。

・評価のスケジュール

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期は妥当であった」（機関3-（3）-①）か質問したところ、4校とも「妥当である」との回答であった。ただし、妥当であるとの回答の中にも「休業期間中に作業ができるようなスケジュールが妥当と思う。」とする意見があった。

一方、「訪問調査の実施時期は妥当であった」（機関3-（3）-②）かの質問に対しては、3校が「妥当である」としたが、「妥当でない」との回答があった1校からは、「入学試験の前後を避けるような配慮が必要。」とする意見があった。

【評価担当者】

		＜作業量＞					＜作業期間＞				
		【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】					【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
評4－(1)－	① 自己評価書の書面調査	14	4	0	0	0	5	2	6	4	1
		78%	22%	0%	0%	0%	28%	11%	33%	22%	6%
評4－(1)－	② 訪問調査への参加	1	5	12	0	0	0	4	13	1	0
		5%	28%	67%	0%	0%	0%	22%	72%	6%	0%
評4－(1)－	④ 評価結果の作成	0	6	11	0	0	0	3	13	1	0
		0%	35%	65%	0%	0%	0%	18%	76%	6%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評4－(2)－	① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった	1	9	7	0	0
		6%	53%	41%	0%	0%
評4－(2)－	② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった	0	10	7	0	0
		0%	59%	41%	0%	0%
評4－(2)－	③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	8	8	0	0
		6%	47%	47%	0%	0%

【対象校】

		＜作業量＞					＜作業期間＞				
		【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】					【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
機関3－(1)－	① 自己評価書の作成	2	1	1	0	0	1	0	2	1	0
		50%	25%	25%	0%	0%	25%	0%	50%	25%	0%
機関3－(1)－	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	1	1	2	0	0	0	0	2	1	1
		25%	25%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	25%	25%
機関3－(1)－	③ 訪問調査のための事前準備	0	3	1	0	0	0	0	3	1	0
		0%	75%	25%	0%	0%	0%	0%	75%	25%	0%
機関3－(1)－	④ 訪問調査当日の対応	0	2	2	0	0	0	1	1	0	1
		0%	50%	50%	0%	0%	0%	33%	34%	0%	33%
機関3－(1)－	⑤ 意見の申立て	0	3	1	0	0	0	0	2	2	0
		0%	75%	25%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関3－(2)－	① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関3－(2)－	② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった	0	4	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関3－(2)－	③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	0	1	3	0	0
		0%	25%	75%	0%	0%

【2:妥当 1:妥当でない】

		2	1
機関3-(3)-	① 自己評価書の提出時期は妥当であった（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください）	4	0
		100%	0%
機関3-(3)-	② 訪問調査の実施時期は妥当であった（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください）	3	1
		75%	25%

③評価と課題

・評価担当者から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業の中で、自己評価書の書面調査の作業量が大きいとすべての評価担当者を感じていることがわかった。書面調査の作業については、一定の理解を示す意見もある一方で、作業の効率化や自己評価書の記述の改善を求める意見もあった。評価担当者の負担を軽減できるよう、平成18年度においては、書面調査票の様式の変更や作業分担などを行い、作業の効率化が図られたが、さらに自己評価担当者等に対する研修会などにおいて、自己評価書の記述の仕方について十分に説明していく必要がある。

評価に費やした労力については、それが評価の目的に照らして見合うものであったかとの質問に対し、どちらとも言えないとの回答が4割程度であった。今後、評価作業全般にわたって効率化を進め、作業負担を軽減する工夫に努める必要がある。

作業の効率化については、評価基準や解釈指針の数の多さに関する問題はあるものの、平成18年度の書面調査では、数値など機械的に事前確認できる基準や解釈指針については事前に事務局で数値などを確認するようにし、また、書面調査票を変更するなど技術的に可能なものは合理化を行い、評価担当者の負担軽減を図っている。

・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業の中で、自己評価書の作成、訪問調査のための事前準備、意見の申立ての作業量が多いとの傾向が窺え、特に自己評価書の作成のための資料収集、文書作成などについて負担が重かったとする意見があった。自己評価担当者等に対する研修会において、根拠資料や自己評価書の記述方法について引き続き具体的例を示すことにより、資料収集や文書作成にかかる作業量を軽減できるよう努力していく必要がある。

また、自己評価書の記述の不足や添付資料の不備がある場合、訪問調査時に資料等を要求する場合があります、訪問調査のための準備作業の負担を大きくする原因にもなっている。自己評価担当者等に対する研修会において、添付資料や自己評価書の

記述について具体例を示すこと等により、書面調査段階で必要な根拠資料が提出されるような改善が図られれば、訪問調査時の確認事項の負担軽減にもつながっていくと思われる。

さらに、評価作業に費やした労力については、「質の保証」や「改善の推進」の目的に照らして見合うものであったと考えられていることもわかった。

しかし、「社会から理解と支持」を得るという目的に見合うものであったかについては、肯定するには至っていない。これは、予備評価段階のため評価報告書を社会に公表していないことや、認証評価制度自体が始まったばかりであり、必ずしも社会に広く認知されていないことが背景にあると考えられる。

評価のスケジュールについては、自己評価書の提出時期に関しては妥当であるとの回答であった。訪問調査の実施時期については、引き続き対象校とのスケジュール調整を入念に行っていく必要がある。

(9) 評価についての感想

(1) ～ (8) に挙げたもののほか、評価全般に関する対象校及び評価担当者からの意見・感想は以下のとおりである。

①対象校

- ・基準、目標として、具体的な数値があげられている評価項目については、どの程度該当数値からはなれているか、具体的に明示してほしい。

②評価担当者

- ・専門委員の方々はほとんどが法科大学院関係者であり、非常に真面目に一生懸命勤めておられるように感じたが、法科大学院関係者ではない全くの第三者的な委員の割合がもっと多いほうが良いのではないかとも思う。

- ・評価は、各大学の自己評価書に左右されるところが大きいと思う。書き方の上手下手が評価に影響を与えるだけでなく、自己評価書に書かれてあることが真に行われていると受け止めがちであり、評価書もそれに影響される。できれば、自己評価書に記述されていることが、実際に行われているかどうかを上手に把握できる訪問調査の方法を開発していただきたい。

- ・専門職大学院については、この種の評価の意義は特に大きいと感じた。今後はこの結果が社会にいかに周知されるか、学生等がこの結果をいかに評価していくかが注目される。

- ・各部会の知見の集積をはかり、より透明度を高めることが認証評価の定着に不可欠と考える。

3. 総括

平成 17 年度の認証評価（予備評価）の検証は、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（５段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容の分析に加えて、法科大学院評価課が別途行ったアンケート調査結果や評価過程において機構が把握した問題点等も踏まえ実施した。

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な８つの事項、すなわち、「（１）評価基準及び解釈指針について」「（２）評価担当者に対する研修について」「（３）自己評価書について」「（４）認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「（５）書面調査・訪問調査について」「（６）評価結果（評価報告書）について」「（７）評価を受けたことによる効果・影響について」「（８）評価の作業量・スケジュール等について」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

（１）の評価基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校、評価担当者双方から法科大学院の教育研究活動等の質を保証するとともに、改善を進めるという目的に照らして適切であると評価されている。また、教育活動を中心に設定されていることについても、その適切性が認められている。一方で、社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持が得られるために適切であったかについては、明確ではないとの見方が対象校側からされている。

また、対象校、評価担当者とも、評価しにくい評価基準及び解釈指針があったと回答しているほか、評価担当者からは、評価基準及び解釈指針の意味がわかりづらいとの意見があった。なお、平成 18 年度以降の実施に係る評価基準については、誤解を招きやすい表現や、表現が不十分であった基準・解釈指針については、字句の修正も含めて改正を行った。また、平成 19 年度以降の実施に係る評価基準については、各法科大学院の現状を踏まえ、一部の解釈指針について「望ましい」とする条件を「努めている」とする条件等に改正した。そのほか、評価担当者及び対象校から評価基準及び解釈指針の重複や解釈指針の多さなどを指摘する意見があった。

（２）と（４）の研修と説明会については、説明内容や配付資料が理解しやすく、書面調査などに役立ったとの意見が多く、概ね適切であったと考えられる。一方で、機構の評価を初めて経験した評価担当者からは、研修の段階ではイメージが湧かないとする意見もあり、理解を深めるためには今回導入した書面調査のシミュレーションなど実際の評価事例に則した資料を充実させるなど、配付資料や説明内容の更なる充実を図ることが必要と思われる。

(3)の自己評価書の記述については、対象校から概ね適切に作成できたとの回答があったが、評価担当者からは十分でないとする見方も少なくなかった。また、評価基準、解釈指針ごとに記載をすべきであるとの意見に対しては、既に平成18年度認証評価対象校向けの自己評価担当者等研修会（平成17年度実施）において、自己評価書に解釈指針との対応関係を明示するよう説明しており、この点については概ね解消できたと思われる。自己評価書の添付資料については、対象校によっては、既に蓄積していた資料で対応したものの、どのような資料を添付してよいか迷っていた面があったことが窺える。また、評価担当者の立場からみると、自己評価書には必要な資料が引用・添付されていたとはいえないケースがあったことが窺える。平成18年度認証評価対象校向けの自己評価担当者等研修会（平成17年度実施）において、引用したデータを明示するよう十分説明しており、この点について、概ね解消できたと思われる。

(5)の書面調査、訪問調査について、「書面調査による分析状況」の内容に関しては、対象校から肯定的な回答が多く、概ね適切であったと思われる。訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者双方の回答から、全体的には適切であったと判断される。特に、評価担当者からは、訪問調査により書面調査では確認できない点を確認できることが高く評価されているとともに、評価担当者、対象校とも教育研究活動等の状況についての共通理解を図る上で訪問調査の役割が認められていることがわかった。

その一方で、全体のスケジュールの工夫等についての意見があったことから、学生面談の時間を延長する、一日目に施設の調査を行うなどの全体の流れの中での効率化を図る見直しを行い、平成18年度は、各部会で調整しながら実施している。

このほか、対象校、評価担当者双方から実施日程の事前調整を早めて欲しい旨の要望が複数あり、平成18年度においては、これを踏まえ、実質的には訪問調査の4ヶ月間前には日程を確定するなどの改善を行った。

(6)の評価報告書の内容に関しては、対象校の実態に即し適切であること、教育研究活動の質を保証するために資する内容となっていることが確認された。また、教育研究活動に関し新たな視点が得られること、改善に役立つものであることも確認された。しかし、社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであったかとの質問については、肯定的な回答が5割程度にとどまった。これは、予備評価段階のため、評価報告書を社会へ公表していないことや、認証評価制度自体が始まったばかりであり、必ずしも社会に広く認知されていないことも一因として考えられる。また、評価担当者からは、評価結果は書面調査及び訪問調査の内容、評価部会における議論を適切に反映しているとみていることがわかった。さらに、評価報告書の文頭に「主な優れた点」「主な改善を要する点」として記述する方法についても肯定的な回答が多く適切であると判断できる。

(7)の評価を受けたことによる効果・影響については、今回の自己評価や評価結果が、対象校にとってどのような効果・影響があったかについて検証を行った。

自己評価を行ったことによる効果・影響については、自己評価を行ったことが、教育研究活動等の全般的な把握と今後の課題の把握などに役立っていることがわかった。しかし、自己評価の結果が教育研究活動の改善や個性的な取り組みにまで至っているかどうかは現時点では明確になっていない。また、自己評価を行うことの重要性や教育研究活動を組織的に行うことの重要性が広く教職員に十分に浸透しているとはいえない状況が見受けられる。

評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響については、自己評価を行ったことによる効果・影響に比べて、大きいことがわかる。特に、「教育研究活動等の改善を促進する」「個性的な取組を促進する」「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」との質問については、自己評価段階よりも肯定的な回答が多くなっている。

このことから、評価結果が与える影響については、対象校側に肯定的に受け止められており、一定の効果が得られていることが窺える。しかし、社会から理解と支持を得られるかについては、意見が分かれている。評価結果を受けてどのような改善に取り組んだかについては、対象校において様々な有用な改善に向けた取組が進められていることが窺える。

(8)の評価の作業量・スケジュール等については、評価に費やした作業の中で、自己評価書の書面調査の作業量が大きいとすべての評価担当者が感じていることがわかった。書面調査の作業については、一定の理解を示す意見もある一方で、作業の効率化や自己評価書の記述の改善を求める意見もあった。評価担当者の負担を軽減できるよう、平成18年度においては、書面調査票の様式の変更や作業分担などを行い、作業の効率化が図られたが、さらに自己評価担当者等に対する研修会などにおいて、自己評価書の記述の仕方について十分に説明していく必要がある。

作業の効率化については、評価基準や解釈指針の数の多さに関する問題はあるものの、平成18年度の書面調査では、数値など機械的に事前確認できる基準や解釈指針については事前に事務局で数値などを確認するようにし、また、書面調査票を変更するなど、技術的に可能なものは合理化を行い、評価担当者の負担軽減を図っている。

対象校から見た作業量については、自己評価書の作成、訪問調査のための事前準備、意見の申立ての作業量が大きいとの傾向が窺え、特に自己評価書の作成のための資料収集、文書作成などについて負担が重かったとする意見があった。さらに、評価作業に費やした労力については、「質の保証」や「改善の推進」の目的に照らして見合うものであったと考えられていることもわかった。しかし、「社会から理解と支持」を得るという目的に見合うものであったかについては、肯定するには至っていない。これは、予備評価段階のた

め評価報告書を社会に公表していないことや、認証評価制度自体が始まったばかりであり、必ずしも社会に広く認知されていないことが背景にあると考えられる。

今回の検証によって、法科大学院における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。一方で、法科大学院及び評価担当者の評価作業の負担軽減を図ることについてはさらなる改善の必要性も示唆された。

参 考 資 料

- 1 平成 17 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要(大学・短期大学、
高等専門学校、法科大学院全体の状況)
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（対象校用）
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（評価担当者用）
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（対象校用）
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（評価担当者用）
- 6 法科大学院評価基準要綱新旧対照表
- 7 法科大学院評価基準要綱（平成 17 年度）

平成17年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況)

- 平成17年度に実施した認証評価について、対象校及び評価担当者へのアンケートを実施。その結果等をもとに評価の有効性や適切性について検証を実施し、評価内容・方法等の改善に役立てる。

【アンケート回収状況】

◇大学・短期大学機関別認証評価

6校（大学4校・短期大学2校）中5校から回答

評価担当者（部会構成員）31名中18名から回答（回収率58%）

◇高等専門学校機関別認証評価

18校すべてから回答

評価担当者（部会構成員）54名中30名から回答（回収率56%）

◇法科大学院認証評価（予備評価）

4校すべてから回答

評価担当者（部会構成員）30名中18名から回答（回収率60%）

1 検証結果の概要

機構が定めた評価基準等について

- 「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし、評価基準の構成・内容は概ね適切。（但し、「社会からの理解と支持」については、法科大学院の対象校からは、どちらとも言えないとの回答が半数を超えた。）
- 教育活動を中心に設定していることも適切。
- 一方で対象校が自己評価しにくい、評価担当者が評価しにくい評価基準または観点（解釈指針）があるとの指摘も多く、わかりやすい表現の工夫、評価基準等の趣旨・ねらいについての十分な説明等が必要。また、観点（解釈指針）等の重複の指摘もみられたので、今後検討が必要。

研修会・説明会について

- 評価担当者に対する研修会、対象校の自己評価担当者向けの説明会・研修会については、いずれも有効性が確認。
評価担当者からは書面調査のシミュレーションの有効性が指摘、また対象校からは具体的な事例等の充実の要望が多く、引き続きこれらの面での充実を図っていくことが有効。

自己評価書について

- 対象校は概ね自己評価書の完成度に満足しているが、評価担当者からは、対象校によりわかりやすさのバラツキがある、複数の担当者で執筆した場合不統一がみられるなどの問題点が指摘。引き続き説明会・研修会等で、適切な例・問題のある例などの具体例を交えた説明の工夫が必要。
- 添付資料については、対象校がどのような添付資料を用意すべきか迷った面があった。他方、評価担当者からは、必要な根拠資料の不備・不足、根拠資料の検索しにくさ等が指摘。引き続き、自己評価実施要項等における根拠資料・データの例示の充実、引用したデータが根拠資料のどこにあるかの明示などの注意喚起などが必要。

書面調査・訪問調査について

- 機構が示す「書面調査による分析状況」の内容については、対象校側から適切との評価。評価担当者が書面分析結果を記入する「書面調査票」等の様式については、見づらい、作業しにくいなどの意見も一部にあり、工夫が必要。
- 訪問調査については、対象校・評価担当者ともその有効性、特に相互の共通理解を図る上での有効性を高く評価。

評価報告書について

- 評価報告書の内容等は概ね適切。全体の評価結果に併せて冒頭に「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述する方式も適切との評価。
- 自己評価書や評価報告書については、対象校において積極的に公表。
- 評価結果に関してのマスメディア等の報道については、とりあげ方が小さい、マイナス面ばかり強調しているなど不十分とする見方も一部にあり。
認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアにわかりやすく説明していくことが必要。

※ 法科大学院については、予備評価のため評価結果は公表していない。

評価を受けたことによる効果・影響について

- 自己評価の実施や評価結果を受けたことにより、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの評価。
- 評価の重要性の教職員へ浸透という面でも概ね役立つとの評価。(ただし、評価に携わった一部の教職員にとどまっているとする見方もあり。)
- 質の保証、教育研究の改善、個性の伸長への影響も概ね肯定的な評価。一方、評価を受けたことにより、学生、または広く社会からの理解と支持が得られるかについては、現段階では不明との見方もあり。
引き続き認証評価制度や機構の行う評価への社会の認知度を高めていくことも必要。
※ 法科大学院については、予備評価であるため、評価結果が公表されていない事情もある
- 評価結果を受けた改善の取組も各対象校で行われている。(具体の改善事例は別紙１のとおり)

評価の作業量等について

- 評価担当者は、自己評価書の書面調査に係る作業量・期間に対する負担感が非常に大。
主査等とその他委員の役割分担の整理、書面調査票の様式の工夫等、引き続き効率的な評価が可能となるような改善の努力が必要。
- 対象校は、自己評価書の作成に係る作業量が最も負担と意識。
認証評価制度が始まったばかりであり、評価の経験を重ねていくことにより効率化が期待。
引き続き、自己評価実施要項の改善や説明会、研修会の充実により対象校の作業効率が高められるよう工夫が必要。
- 評価担当者・対象校とも、評価作業に費やした労力は、概ね評価の目的(「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」)に見合うものであったと評価。(ただし、「社会の理解と支持」については、どちらともいえないとする見方も一定数あった。)

2 全体的な評価・課題等

- ◇ 全体として、機構の認証評価の目的等に照らして成果があがっていることが確認。
- ◇ 一方で、対象校及び評価担当者の評価に係る負担を軽減していくこと、認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことより社会からの理解・支援を得ていくことについて更に努力が必要。
- ◇ なお１８年度以降、機構として既に改善等を図っている事項の例は別紙２のとおり。

認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例

(代表的なものを抽出)

〔大学・短期大学〕

- 入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善。
- 教養・外国語、基礎学力関連の能力育成のため、開講科目の見直し、入学時におけるプレースメントテストの実施・分析等による対応策の検討などを予定。
- 学習相談、助言の強化のため、オフィスアワーを設定。
- 今後計画されている施設についてバリアフリーの設備を積極的に導入する予定。
- 日常的な活動の記録を公式に保存するために、年報の刊行を決定。
- 新入生に対し、入学時に学長から本学の設置目的及び教育方針について総括的に説明。
- F Dの一環として、新任教員教育等を実施することを決定。

〔高等専門学校〕

- 本科・専攻科のそれぞれの目標を再設定。
- 学習・教育目標及びサブ目標の構成員への周知。
- 科目間の調整を行う会議により一般科目と専門科目との連携を推進。
- 主要科目の常勤教員を採用し、充実。
- 教員の教育活動等の定期的な評価体制の整備に向け、校長を中心にWGを立ち上げ、18年度から体制を整備する予定。
- アドミッションポリシーを明確化。
- 実入学者が入学定員を下回っていた専攻科課程について改善。恒常的な定員確保に向けて他高専及びOBに対する広報の強化。
- 広報主事を設置し、学校の統一的広報活動とそのための支援活動を充実。
- シラバスの形式を統一し、評価基準や評価方法について明確化。
- 再試験要件等について、学生への周知方法を検討中。
- 学習目標の達成度について学生自身による評価を実施。
- 卒業（修了）生や進路先など関係者から在学時に身につけた学力等に関する意見を組織的に聴取するための委員会を設置。
- 学生支援体制充実のため進路指導委員会を設置。
- 自己・点検評価システムについて認証評価を機会に一元化した組織に再編。
- 自己点検・評価が前回実施からかなり時間を経過していたので年度内に実施。
- 地域への情報公開をより促進するため地域連携主任を設け、積極的な公開の努力。

〔法科大学院〕

- 科目の各科目群への位置付けの変更、各科目群の科目の修了必要単位数の見直し。
- 休業期間中の開講科目、履修登録可能条件単位数の見直し。
- 法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し。
- 科目間・教員間における評価尺度の共有化の取組として、全学生の成績評価一覧表を作成・配付。
- 教員に対し、他大学の非常勤講師を引き受けすぎて負担加重とならぬよう注意喚起。
- 学生による授業アンケート結果を冊子として作成。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準等関係

- 評価基準・観点（解釈指針）のうち誤解を招きやすい表現について、よりわかりやすく改めるなどの改訂を実施。
- 説明会、研修会、訪問調査時の機会に基準・観点（解釈指針）等の趣旨やねらいについて詳細に説明。
- 各法科大学院の現状を踏まえ、一部の解釈指針について「望ましい」とする条件を「努めている」とする条件等に改正。〈法科〉

研修・説明会関係

〔評価担当者に対する研修会〕

- 同一プログラムを2回開催し、評価担当者の都合のよい日程に参加できるよう改善。17年度実施の認証評価の経験を踏まえ、実例を交えながら書面調査のシミュレーション等の説明の実施。〈大学・短大〉
- 評価実例を4例（前年は2例）に増やして実施するなど工夫。〈高専〉
- 評価判断水準の共通認識を深めるため、17年度に実施した予備評価の具体例を示すなど工夫。〈法科〉

〔説明会・自己評価担当者等に対する研修会〕

- 関係者の要望を踏まえ、研修会の開催時期を早期化（6～7月開催）。〈大学・短大〉
- 自己評価書の作成方法の説明時に17年度の評価を受けた高専が作成した自己評価書を資料として用い、具体的な事例を示しつつ、詳細の説明を実施。〈高専〉
- 17年度に実施した予備評価の具体例を示すなどの改善を実施。自己評価担当者等に対する研修会において、自己評価書の記述例（イメージ）の提示、基準を詳細な図表により明示するなど説明資料の充実。〈法科〉
- 解釈指針との対応関係及び引用したデータの場所を自己評価書中に明示するよう説明を実施。〈法科〉

書面調査・訪問調査関係

- 従来はメールで行っていた評価担当者への連絡・資料について、Share Stageシステム（共通のサーバ）を導入し、データ等のやりとりについて安全性・利便性を向上。
- 書面調査票の様式等について、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員を別様式とするなど、役割分担の明確化等の改善。〈大学・短大〉
- 対象校・委員の要望を踏まえ、訪問調査の実施日程の事前調整を早め、訪問調査実施4ヶ月前に日程を確定。〈法科〉
- 訪問調査のスケジュールについて、学生面談の時間を延長、施設調査を1日目に実施するなど調査方法の適切・効率化。〈法科〉

認証評価に関する検証のためのアンケート (対象校用)

貴校名 _____

御役職名 _____

御氏名 _____

評価実施体制上の御立場 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価を受けてのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、ご自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です。)

いただいた回答は、原則として統計的に処理した後に公表いたします(大学等名を付す場合には、その前に許可を得ることといたします。)。なお、特定の個人を識別することができる情報は、統計的処理を行う際の分類、及びご回答内容の確認のための連絡にのみ利用し、データが漏洩することのないよう適切に管理することを申し添えます。

【回答例】

		強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
回答例①	は、適切であった -----	5	4	3	2
回答例②	は、適切であった -----	5	4	③	2

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった ----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価しにくい基準及び解釈指針があった -----	5	4	3	2	1	

・基準、解釈指針についてのご意見、ご感想など

（特に、自己評価しにくい基準、今後必要と思われる基準、重複していると思われる基準、その他お気づきの点等がございましたら、具体的にご記入下さい。また、上記選択式の質問のご回答に補足説明が必要な場合にも、この欄にご記入ください。）

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----	5	4	3	2	1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	5	4	3	2	1	
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	5	4	3	2	1	
④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい 自己評価書にすることができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった ---	5	4	3	2	1	

・自己評価についてのご意見、ご感想など

(2) 書面調査、訪問調査について

	強く どちらとも 全くそう そう思う ← 言えない → 思わない (5) (3) (1)					
① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった ---	5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は 適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する 共通理解を得ることができた -----	5	4	3	2	1	
⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----	5	4	3	2	1	

・書面調査、訪問調査についてのご意見、ご感想など

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった -----
- ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった
- ③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・意見の申立てについてのご意見、ご感想など

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞						＜作業期間＞					
	とても 大きい (5)	←	適当 (3)	→	とても 小さい (1)		とても 長い (5)	←	適当 (3)	→	とても 短い (1)	
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された 「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

(2) 評価作業に費やした労力

	強く そう思う (5)					どちらとも 言えない (3)					全くそう 思わない (1)				
① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1										
② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1										
③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1										

(3) 評価のスケジュールについて

	妥当		妥当でない	
	2	1	2	1
① 自己評価書の提出時期は妥当であった (妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください) -----	2	1	2	1
② 訪問調査の実施時期は妥当であった (妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください) -----	2	1	2	1

・評価の対応（作業量、スケジュール）についてのご意見、ご感想など

4. 評価全般について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑨ 評価部会の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 機構事務局の対応（質問等に対する対応）は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般についてのご意見、ご感想など

5. 評価結果（評価報告書）について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために 十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった ----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企 業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった ----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	
⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価報告書は積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----	5	4	3	2	1	

・評価結果（評価報告書）についてのご意見、ご感想など

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 教育研究活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	

・ 自己評価を行ったことによる効果・影響についてのご意見、ご感想など

(2) 評価結果及び評価報告書を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 教育研究活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑪ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑫ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・ 評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響についてのご意見、ご感想など

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）がありますか。ある場合には、主要なものについて簡単にご記述ください。また、その変更・改善の際に機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、貴校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む。）はどの程度参考になったか5段階でお答えください。

	非常に 参考となった (5)	参考と なった (3)	あまり参考と ならなかった (1)		
記入例（基準 7 学生支援等）					
機構の評価報告書を受け、学生の就職活動のための支援活動として、対応する職員を増員し、企業への対応も含め、充実を図った	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしたりしてください

- (2) 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴校のホームページで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 共同研究等の相手先企業を募集するパンフレット等に用いる。	
6 その他	
具体的に	

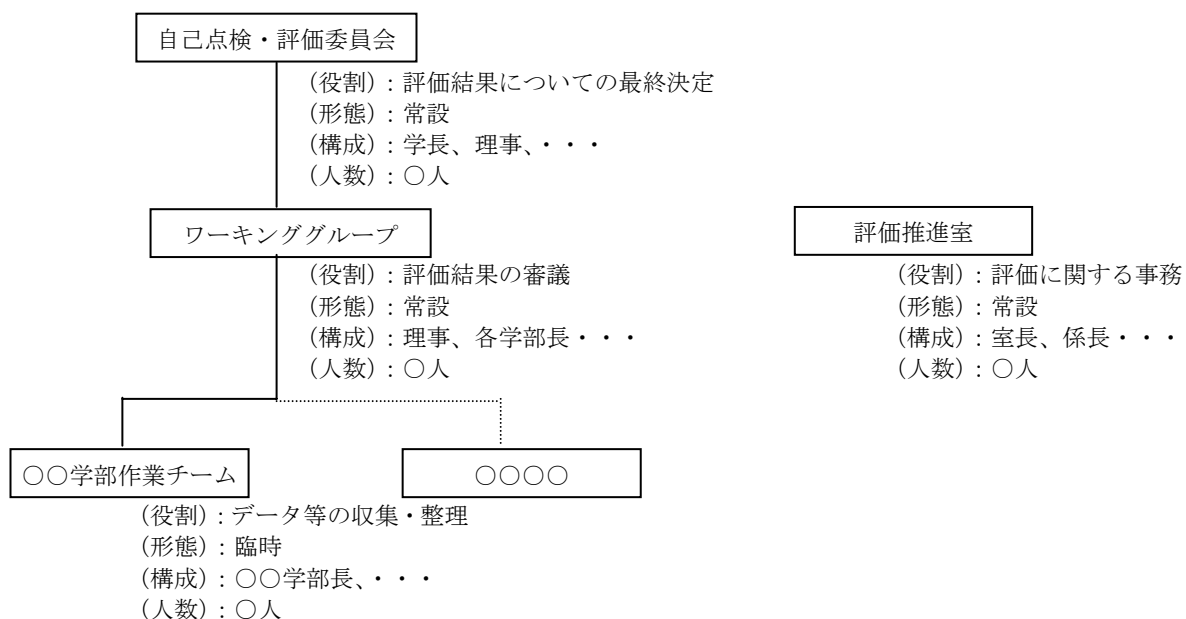
回答欄

8. 評価の実施体制について

貴校の評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教え下さい。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいても結構です。

「例」



他に具体的な説明等がございましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴校が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由をお聞かせください。また、実際に評価を受けて、期待どおりだったかどうかについても併せてお聞かせください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等がございましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました

認証評価に関する検証のためのアンケート (評価担当者用)

御氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただいて、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価に携わってのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、ご自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です)。

いただいた回答は、原則として統計的に処理した後に公表いたします。なお、特定の個人を識別することができる情報は、統計的処理を行う際の分類、及びご回答内容の確認のための連絡にのみ利用し、データが漏洩することのないよう適切に管理することを申し添えます。

【回答例】

		強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
回答例①	は、適切であった	5	4	3	2	1	3
回答例②	は、適切であった	5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価しにくい基準及び解釈指針があった -----	5	4	3	2	1	

・基準、解釈指針についてのご意見、ご感想など

（特に、評価しにくい基準、今後必要と思われる基準、重複していると思われる基準、その他お気づきの点等がございましたら、具体的にご記入下さい。また、上記選択式の質問のご回答に補足説明が必要な場合にも、この欄にご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 大学等の自己評価書は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	5	4	3	2	1	
⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----	5	4	3	2	1	

・書面調査についてのご意見、ご感想など

(2) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった -----
- ② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----
- ③ 訪問調査の実施内容(教職員等へのインタビュー、施設見学等)は適切であった -----
- ④ 訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----
- ⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----
- ⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・ 訪問調査についてのご意見、ご感想など

(3) 評価結果について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された -----	5	4	3	2	1	
② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、 「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価結果についてのご意見、ご感想など

3. 研修について

		強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
①	研修の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
②	研修の説明内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
③	研修の内容は役立った	5	4	3	2	1	
④	書面調査のシミュレーションは役立った	5	4	3	2	1	
⑤	研修に費やした時間の長さは適切であった	5	4	3	2	1	

・研修についてのご意見、ご感想など

4. 評価の作業量、スケジュールについて

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

		＜作業量＞					＜作業期間＞						
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→	とても 小さい (1)		とても 長い (5)	← 適当 (3)	→	とても 短い (1)			
①	自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
②	訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③	意見申立てへの対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④	評価結果の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

(2) 評価作業に費やした労力について

	強く そう思う (5)					どちらとも 言えない (3)					全くそう 思わない (1)				
① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1										
② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1										
③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1										

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価結果の作成	およそ		時間

・評価の作業量、スケジュールについてのご意見、ご感想など

5. 評価部会等の運営について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価部会の委員の人数や構成は適切であった -----

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてのご意見、ご感想など

6. 評価全般について

	強く そう思う (5)	どちらとも ←言えない (3)	全くそう →思わない (1)			
① 本評価によって大学等の教育研究活動等の質が保証されると思う -----	5	4	3	2	1	
② 本評価によって大学等の教育研究活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
③ 本評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 本評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般についてのご意見、ご感想など

（その他評価に携わっていただいて感じたことについても自由にご記述ください）

ご協力ありがとうございました

【法科大学院】 【対象校】 【選択式】

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
機関1ー	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	0	3	1	0	0
機関1ー	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	0%	75%	25%	0%	0%
機関1ー	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	0	3	1	0	0
機関1ー	④ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	0%	75%	25%	0%	0%
機関1ー	⑤ 自己評価しにくい基準及び解釈指針があった	0	1	3	0	0
機関1ー	⑥ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	0%	25%	75%	0%	0%
機関1ー	⑦ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	1	3	0	0	0
機関1ー	⑧ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	25%	75%	0%	0%	0%
機関1ー	⑨ 自己評価しにくい基準及び解釈指針があった	0	2	2	0	0
機関1ー	⑩ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	0%	50%	50%	0%	0%

2. 評価の方法及び内容について

(1). 自己評価について

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
機関2ー(1)ー	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	0	3	1	0	0
機関2ー(1)ー	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0%	75%	25%	0%	0%
機関2ー(1)ー	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	2	0	1	0
機関2ー(1)ー	④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	25%	50%	0%	25%	0%
機関2ー(1)ー	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	1	1	1	1	0
機関2ー(1)ー	⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	25%	25%	25%	25%	0%
機関2ー(1)ー	⑦ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	0	3	1	0	0
機関2ー(1)ー	⑧ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	0%	75%	25%	0%	0%
機関2ー(1)ー	⑨ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	1	1	2	0	0
機関2ー(1)ー	⑩ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	25%	25%	50%	0%	0%
機関2ー(1)ー	⑪ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	0	2	2	0	0
機関2ー(1)ー	⑫ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	0%	50%	50%	0%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
(2) 書面調査、訪問調査について		5	4	3	2	1
機関2-(2)-①	訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	0	3	1	0	0
機関2-(2)-②	訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	0%	75%	25%	0%	0%
機関2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	0	0	2	2	0
機関2-(2)-④	訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	0%	50%	50%	0%	0%
機関2-(2)-⑤	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	0	2	1	1	0
機関2-(2)-⑥	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	0%	50%	25%	25%	0%
機関2-(2)-⑦	訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	2	1	0	1	0
		50%	25%	0%	25%	0%
		0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
		0	3	1	0	0
		0%	75%	25%	0%	0%
		0	0	3	1	0
		0%	0%	75%	25%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
(3) 意見の申立てについて		5	4	3	2	1
機関2-(3)-①	意見の申立ての一連の実施方法は適切であった	0	2	2	0	0
機関2-(3)-②	「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった	0%	50%	50%	0%	0%
機関2-(3)-③	意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%
		0	1	2	1	0
		0%	25%	50%	25%	0%

3. 評価の作業量、スケジュール等について

		【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】					【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】				
		5	4	3	2	1	＜作業量＞				
(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について		5	4	3	2	1	＜作業期間＞				
機関3-(1)-①	自己評価書の作成	2	1	1	0	0	1	0	2	1	0
機関3-(1)-②	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	50%	25%	25%	0%	0%	25%	0%	50%	25%	0%
機関3-(1)-③	訪問調査のための事前準備	1	1	2	0	0	0	0	2	1	1
機関3-(1)-④	訪問調査当日の対応	25%	25%	50%	0%	0%	0%	0%	50%	25%	25%
機関3-(1)-⑤	意見の申立て	0	3	1	0	0	0%	0%	0	3	1
		0%	75%	25%	0%	0%	0%	0%	75%	25%	0%
		0	2	2	0	0	0	0	1	1	0
		0%	50%	50%	0%	0%	0%	0%	33%	33%	0%
		0	3	1	0	0	0	0	2	2	0
		0%	75%	25%	0%	0%	0%	0%	50%	50%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

(2) 評価作業に費やした労力						
機関3-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1
		0	4	0	0	0
機関3-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった	0	100%	0%	0%	0%
機関3-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るとい	0	4	0	0	0
	う目的に見合うものであった	0	100%	0%	0%	0%
機関3-(2)-		0	1	3	0	0
		0	25%	75%	0%	0%

【2:妥当 1:妥当でない】

(3) 評価のスケジュールについて					
機関3-(3)-	① 自己評価書の提出時期は妥当であった(妥当でないとは回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください)	2	1	4	0
				100%	0%
機関3-(3)-	② 訪問調査の実施時期は妥当であった(妥当でないとは回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください)	3	1	75%	25%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

4. 評価全般について						
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1
		0	3	1	0	0
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	0	75%	25%	0%	0%
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	1	2	1	0	0
機関4-	④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った	25%	50%	25%	0%	0%
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	0	4	0	0	0
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	0	100%	0%	0%	0%
機関4-	⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	0	3	1	0	0
機関4-	⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	0	75%	25%	0%	0%
機関4-	⑨ 評価部会の人教や構成は適切であった	0	2	1	1	0
機関4-	⑩ 機構事務局の対応(質問等に対する対応)は適切であった	0	50%	25%	25%	0%
		1	2	1	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
		0	3	1	0	0
		0	75%	25%	0%	0%
		2	1	1	0	0
		50%	25%	25%	0%	0%
		0	3	1	0	0
		0	75%	25%	0%	0%
		0	4	0	0	0
		0	100%	0%	0%	0%

5. 評価結果（評価報告書）について		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
機関5ー	① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	0	3	1	0	0
機関5ー	② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	0	75%	25%	0%	0%
機関5ー	③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	0	100%	0%	0%	0%
機関5ー	④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった	0	2	1	0	1
機関5ー	⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	0	50%	25%	0%	25%
機関5ー	⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった	0	75%	25%	0%	0%
機関5ー	⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた	0	4	0	0	0
機関5ー	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	0	100%	0%	0%	0%
機関5ー	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	0	4	0	0	0
機関5ー	⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している	0	100%	0%	0%	0%
機関5ー	⑪ 評価報告書は積極的に公表している	0	100%	0%	0%	0%
機関5ー	⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	100%	0%	0%	0%

6. 評価を受けたことによる効果・影響について		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
	(1) 自己評価を行ったことにより、次のような効果・影響がありましたか	5	4	3	2	1
機関6ー(1)ー	① 教育研究活動等について全般的に把握することができた	0	3	1	0	0
機関6ー(1)ー	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	0	75%	25%	0%	0%
機関6ー(1)ー	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	0	75%	25%	0%	0%
機関6ー(1)ー	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	0	2	2	0	0
機関6ー(1)ー	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した	0	50%	50%	0%	0%
機関6ー(1)ー	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した	0	75%	25%	0%	0%
機関6ー(1)ー	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した	0	100%	0%	0%	0%
機関6ー(1)ー	⑧ 貴校の個性的な取組を促進した	0	25%	75%	0%	0%

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1					
機関6-(2)-	(2)-① 教育研究活動等について全般的に把握することができる	0	4	0	0	0					
		0%	100%	0%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	0	4	0	0	0					
		0%	100%	0%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	0	3	0	0	1					
		0%	75%	0%	0%	25%					
機関6-(2)-	(2)-⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する	0	2	2	0	0					
		0%	50%	50%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	1	2	1	0	0					
		25%	50%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	1	2	1	0	0					
		25%	50%	25%	0%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	1	1	1	1	0					
		25%	25%	25%	25%	0%					
機関6-(2)-	(2)-⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする	0	3	1	0	0					
		0%	75%	25%	0%	0%					

7. 評価結果の活用について

		1	2	3	4	5	6
機関7	(2)-① 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか。下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答）	1	2	3	4	5	6
機関7	1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。						
機関7	2 貴校のホームページで評価結果を公表する。						
機関7	3 資金獲得のための申請書に記載する。						
機関7	4 学生募集の際に用いる。						
機関7	5 共同研究等の相手先企業を募集するパンフレット等に用いる。						
機関7	6 その他						

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果【法科大学院】 【評価担当者】 【選択式】

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】						
	5	4	3	2	1	
評1ー	3	15	0	0	0	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった
評1ー	17%	83%	0%	0%	0%	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった
評1ー	2	16	0	0	0	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった
評1ー	11%	89%	0%	0%	0%	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった
評1ー	2	11	5	0	0	⑤ 評価しにくい基準及び解釈指針があった
評1ー	11%	61%	28%	0%	0%	
評1ー	4	13	1	0	0	
評1ー	22%	72%	6%	0%	0%	
評1ー	3	7	5	3	0	
評1ー	17%	39%	27%	17%	0%	

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】						
	5	4	3	2	1	
評2ー(1)ー	0	7	9	2	0	① 大学等の自己評価書は理解しやすかった
評2ー(1)ー	0%	39%	50%	11%	0%	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた
評2ー(1)ー	0	7	8	3	0	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた
評2ー(1)ー	0%	39%	44%	17%	0%	④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった
評2ー(1)ー	4	7	5	1	1	⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった
評2ー(1)ー	22%	39%	27%	6%	6%	
評2ー(1)ー	0	2	8	7	1	
評2ー(1)ー	0%	11%	44%	39%	6%	

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

(2) 訪問調査について		5	4	3	2	1
評2-(2)-①	① 訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった	1	17	0	0	0
評2-(2)-②	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	6%	94%	0%	0%	0%
評2-(2)-③	③ 訪問調査の実施内容（教職員等へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	17%	83%	0%	0%	0%
評2-(2)-④	④ 訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	17%	61%	11%	11%	0%
評2-(2)-⑤	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	11%	50%	28%	11%	0%
評2-(2)-⑥	⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった	1	13	3	1	0
		6%	72%	16%	6%	0%
		33%	61%	6%	0%	0%

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

(3) 評価結果について		5	4	3	2	1
評2-(3)-①	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	2	13	2	0	0
評2-(3)-②	② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	12%	76%	12%	0%	0%
評2-(3)-③	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	2	13	2	0	0
評2-(3)-④	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	12%	76%	12%	0%	0%
		0	12	4	1	0
		0%	71%	23%	6%	0%
		6	7	3	1	0
		35%	41%	18%	6%	0%

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

3. 研修について		5	4	3	2	1
評3-①	① 研修の配付資料は理解しやすかった	0	11	5	0	0
評3-②	② 研修の説明内容は理解しやすかった	0%	69%	31%	0%	0%
評3-③	③ 研修の内容は役立った	0	11	4	0	0
評3-④	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	0%	73%	27%	0%	0%
評3-⑤	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	1	13	1	0	0
		7%	86%	7%	0%	0%
		1	11	2	1	0
		7%	73%	13%	7%	0%
		0	10	4	1	1
		0%	63%	25%	6%	6%

4. 評価の作業量、スケジュール等について

		＜作業量＞					＜作業期間＞				
		【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】					【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	14	4	0	0	0	5	2	6	4	1
		78%	22%	0%	0%	0%	28%	11%	33%	22%	6%
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	5	12	0	0	0	4	13	1	0
		5%	28%	67%	0%	0%	0%	22%	72%	6%	0%
評4-(1)-	③ 意見申立てへの対応	0	0	13	2	0	0	0	15	0	0
		0%	0%	87%	13%	0%	0%	0%	100%	0%	0%
評4-(1)-	④ 評価結果の作成	0	6	11	0	0	0	3	13	1	0
		0%	35%	65%	0%	0%	0%	18%	76%	6%	0%

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評4-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった	1	9	7	0	0
		6%	53%	41%	0%	0%
評4-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった	0	10	7	0	0
		0%	59%	41%	0%	0%
評4-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るとい	1	8	8	0	0
	う目的に見合うものであった	6%	47%	47%	0%	0%

(2) 評価作業に費やした労力について

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評4-(3)-	① 自己評価書の書面調査	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%
評4-(3)-	② 訪問調査の準備	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%
評4-(3)-	③ 評価結果の作成	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%

(3) 評価作業にかかった時間数について

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評4-(3)-	① 自己評価書の書面調査	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%
評4-(3)-	② 訪問調査の準備	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%
評4-(3)-	③ 評価結果の作成	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%

5. 評価部会等の運営について

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評5-	① 評価部会の委員の人数や構成は適切であった	3	12	3	0	0
		17%	66%	17%	0%	0%
評5-	② 部会運営は円滑であった	5	12	1	0	0
		28%	67%	5%	0%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】					
6. 評価全般について		5	4	3	2	1	
評6ー①	本評価によって大学等の教育研究活動等の質が保証されると思う	3	15	0	0	0	
評6ー②	本評価によって大学等の教育研究活動等の改善が促進されると思う	17%	83%	0%	0%	0%	
評6ー③	本評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持が支援促進されると思う	22%	78%	0%	0%	0%	
評6ー④	自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	0%	78%	22%	0%	0%	
評6ー⑤	本評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	11%	39%	44%	6%	0%	
評6ー⑥	総じて機構の認証評価を経験できてよかった	24%	29%	35%	12%	0%	
		4	13	1	0	0	
		22%	72%	6%	0%	0%	

● 回答数 18/30 ● 回答率 60%

法政大学大学院基準要綱新旧対照表（平成18年度実施分改訂）

[illegible]

法政大學新舊課程標準比較表（平成18年度實施分訂）

頁	新	旧	改訂の理由
i	はじめに I 総論 II 評価の基礎 第1章 教育目的 第2章 教育内容 第3章 授業の方法 第4章 成績評価 第5章 入学試験 第6章 入学生数 第7章 学収生 第8章 教員 第9章 管理 第10章 図書等 III 評価の組織と方法 第1章 評価の方法 第2章 追跡評価 第3章 予備課程 第4章 情報公開 第5章 教員組織の重要な変更への対応 第6章 情報基盤 第7章 評議会 第8章 参考資料	はじめに I 総論 II 評価の基礎 第1章 教育目的 第2章 教育内容 第3章 授業の方法 第4章 成績評価 第5章 入学試験 第6章 入学生数 第7章 学収生 第8章 教員 第9章 管理 第10章 図書等 III 評価の組織と方法 第1章 評価の方法 第2章 追跡評価 第3章 予備課程 第4章 情報公開 第5章 教員組織の重要な変更への対応 第6章 情報基盤 第7章 評議会 第8章 参考資料	「科目」と「授業」の区別を明確にするため、修正した。

法政大學學院評值基準要綱新舊對照表(平成18年度實施分改訂)

頁	新	旧	改訂の理由
8	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、曹平成23年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹法を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 模範裁判 ア (民事・刑事裁判過程の主要場面に於いて、ローアルプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技術を身に付けさせる教育内容) ローヤラング イ (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ローアルプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技術を修得させる教育内容) ウ クリニク エ (弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシッピング エ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、曹平成23年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹法を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 模範裁判 ア (民事・刑事裁判過程の主要場面に於いて、ローアルプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技術を身に付けさせる教育内容) ローヤラング イ (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ローアルプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技術を修得させる教育内容) ウ クリニク エ (弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシッピング エ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	「科目」と「授業明細」との区別を修正した。字句を修正した。
9	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、曹平成23年度までに、次に例示する内容の授業科目及び各授業科目を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 模範裁判 ア (民事・刑事裁判過程の主要場面に於いて、ローアルプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技術を身に付けさせる教育内容) ローヤラング イ (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ローアルプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技術を修得させる教育内容) ウ クリニク エ (弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシッピング エ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)及び(3)に定める内容の授業科目並びに(4)に例示する内容の授業科目に加えて、各法科大学院の法曹実務に関する授業科目及び各法科大学院の法曹実務に関する授業科目を有する授業科目のうち、4単位以上が選択必修とされていること。	「科目」と「授業明細」との区別を修正した。
10	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)に掲げる6単位のほか、曹平成23年度までに、次に例示する内容の授業科目及び各授業科目を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。 模範裁判 ア (民事・刑事裁判過程の主要場面に於いて、ローアルプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技術を身に付けさせる教育内容) ローヤラング イ (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ローアルプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技術を修得させる教育内容) ウ クリニク エ (弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容) エ エクスターンシッピング エ (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)	基準2-1-1-2-3 実務基礎科目について、(1)及び(3)に定める内容の授業科目並びに(4)に例示する内容の授業科目に加えて、各法科大学院の法曹実務に関する授業科目及び各法科大学院の法曹実務に関する授業科目を有する授業科目のうち、4単位以上が選択必修とされていること。	「科目」と「授業明細」との区別を修正した。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成18年度実施分改訂）

頁	新	旧	改訂の理由
15	基準4-1-1-2 在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、<u>当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。</u> 基準4-1-1-3 採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要となる単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定されていること。	基準4-1-1-2 在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、<u>当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。</u> 基準4-1-1-3 採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要となる単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定されていること。	字句を修正した。 「科目」と「授業科目」の区別を、修明した。
18	基準4-3-1-1 法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合には、<u>解</u>釈指針4-3-1-1に照らして、適正な方法であること。	基準4-3-1-1 法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合には、<u>明</u>らかにされていること。	字句を修正した。
19	基準5-1-1-1 研究」の内容としては、例えば次に掲げるものが考えられる。 (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者に関する評価を行い、その結果を検討する実証的方法。同僚教員(2) 教育方法や研修会の開催等、等の啓蒙的方法。書積・利用等(3) 外国語や研究等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。	基準5-1-1-1 研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。 (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者に関する評価を行い、その結果を検討する実証的方法。同僚教員(2) 教育方法や研修会の開催等、等の啓蒙的方法。書積・利用等(3) 外国語や研究等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。	「科目」と「授業科目」の区別を、修明した。
20	基準6-1-1-1 志願者に対して、当該法科大学院の理念及び教育目的、入学の趣旨、アドミニストレーション・ポリシー、入学選抜の方法、並びに基準2-9-3-2に定める事項について、事前に周知すること。 基準6-1-1-3 入学選抜方法として、当該法科大学院に在籍する大学などの優遇措置を講じていないこと。	基準6-1-1-1 志願者に対して、当該法科大学院の理念及び教育目的、入学の趣旨、アドミニストレーション・ポリシー、入学選抜の方法、並びに基準2-9-3-2に定める事項について、事前に周知すること。 基準6-1-1-3 入学選抜方法として、当該法科大学院に在籍する大学などの優遇措置を講じていないこと。	字句を削除した。 字句を修正した。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成18年度実施分改訂）

頁	新	旧	改訂の理由
20	基準6-1-1-3 解釈指針6-1-1-3-2 入学者に対して法科大学院への募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	基準6-1-1-3 解釈指針6-1-1-3-2 入学者への法科大学院に対する寄付等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	すべての法科大学院に該当するものでないため、修正した。
22	基準6-2-1-1 解釈指針6-2-1-1-2 倍の数をいう。また、及び休学者を含む。	基準6-2-1-1 解釈指針6-2-1-1-1 倍の数をいう。また、及び休学者を含む。	字句を修正した。
	基準6-2-1-2 解釈指針6-2-1-2-2 倍の数をいう。また、及び休学者を含む。	基準6-2-1-2 解釈指針6-2-1-2-2 倍の数をいう。また、及び休学者を含む。	
23	基準7-1-1-1 解釈指針7-1-1-1-2 学修が適切に行われること。	基準7-1-1-1 解釈指針7-1-1-1-2 学修が適切に行われること。	1年次に配当される科目について、1年次に配当される科目を明確にするため、修正した。
	基準7-1-1-4 解釈指針7-1-1-4-4 学修が適切に行われること。	基準7-1-1-4 解釈指針7-1-1-4-4 学修が適切に行われること。	字句を修正した。
24	基準7-2-1-1 解釈指針7-2-1-1-1 学修が適切に行われること。	基準7-2-1-1 解釈指針7-2-1-1-1 学修が適切に行われること。	字句を削除した。
25	基準7-3-1 解釈指針7-3-1-3 学修が適切に行われること。	基準7-3-1 解釈指針7-3-1-3 学修が適切に行われること。	法科大学院の授業方法として一般的な法的実習・実技に修正した。
27	基準8-1-1-1 解釈指針8-1-1-1-2 学修が適切に行われること。	基準8-1-1-1 解釈指針8-1-1-1-2 学修が適切に行われること。	学修が適切に行われること。

法政大學學院評值基準要綱新舊校照表(平成18年度實施分改訂)

[illegible]

法政大学大学院評価基準要綱新旧対照表（平成18年度実施分改訂）

頁	新	旧	改訂の理由
43	2 評価の方法等 2-3 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院に通知し、その内容を検討する。評価結果(案)を当該法科大学院の意見を踏まえ、最終的に決定する。	2 評価の方法等 2-3 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を当該法科大学院に通知し、その内容を検討する。評価結果(案)を当該法科大学院の意見を踏まえ、最終的に決定する。	より適切な表現になるよう改訂した。
43～44	2 評価の方法等 2-4 機構は、評価報告書としてまとめた、当該法科大学院の公表に関する事項を、次回の評議会において別添資料として提出することとする。	2 評価の方法等 2-4 機構は、評価報告書としてまとめた、当該法科大学院の公表に関する事項を、次回の評議会において別添資料として提出することとする。	性説観字から評院い添除明するす大己学お別資をも表追透すた科学自大てて公公をの対果法大た科制しれ果てて述にを、くれけ法評とされの記証社任ら置かれ評一タについて、結責かを置き自提出一デ、価結果せの価に出書自根提出一タ等を実際し認や明点院提価のてで、く評するし
48	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 6-1 機構認定法科大学院は、基準9-3-2に規定する教育活動に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、毎年年度末までに法科大学院へ提出するものとする。	6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応 6-1 機構認定法科大学院は、基準9-3-2に規定する教育活動に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、毎年年度末までに法科大学院へ提出するものとする。	いのに修正いつの学明修締証うとめ、の手認行こた種の申請るる種のを申請するに各て申対にし

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成18年度実施分改訂）

頁	新	旧	改訂の理由
49	7 7 7 情報公開 7 2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があつた場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなつた法人文書（ <u>Ⅲ-2-4</u> により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、 <u>独立行政法人等情報公開法</u> に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。	7 7 7 情報公開 7 2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があつた場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 法科大学院等から提出され、機構が保有することとなつた法人文書の開示に当たっては、 <u>独立行政法人等情報公開法</u> に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。	この文書は、協議する人等が保有する法人文書であることと、評価を受けるべき事項が、 <u>Ⅲ-2-4</u> の方法により公表済みのものであることとを明らかにし、 <u>Ⅲ-2-4</u> の方法により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、 <u>独立行政法人等情報公開法</u> に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成19年度実施改訂）

頁	新	旧	改訂の理由
21	基準 6-1-1-5 解釈指針 6-1-1-5-1 大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できよう努めていること。 基準 6-1-5 解釈指針 6-1-5-2 社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。	基準 6-1-1-5 解釈指針 6-1-1-5-1 大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できよう考慮されていることが望ましい。 基準 6-1-5 解釈指針 6-1-5-2 社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。	各法科大学院の実状を踏まえ、「望ましい」要件を努めている要件として、修正した。
36	基準 9-2-2 解釈指針 9-2-2-1 法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置すること。	基準 9-2-2 解釈指針 9-2-2-1 法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。	
39	基準 10-1-1 解釈指針 10-1-1-1-2 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースを確保すること。 基準 10-1-1 解釈指針 10-1-1-4 すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことのできるだけのスペースを確保すること。	基準 10-1-1 解釈指針 10-1-1-2 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。 基準 10-1-1 解釈指針 10-1-1-4 すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことのできるだけのスペースが確保されていることが望ましい。	
34	基準 9-1-1 解釈指針 9-1-1-1 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。 法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。 ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、<u>進</u>教授その他の職員を加えることができる。	基準 9-1-1 解釈指針 9-1-1-1 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。 法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。 ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、<u>助</u>教授その他の職員を加えることができる。	平成19年4月1日施行の教員組織に関する制度改正に係る文言を修正した。

法科大学院評価基準要綱

平成 1 6 年 1 0 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

平成16年4月、司法試験という「点」のみの選抜による現状から、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するため、その中核を成すものとしての法科大学院の創設と、設置後の教育活動等の質を保証することを目的とした第三者評価制度（適格認定）は、質・量ともに豊かな法曹を養成するために極めて重要な制度であり、今開始されたところである。

新たな法曹養成制度において求められる法曹に必要な資質として、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と提言している。法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、この新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持向上を図るためのものでなければならない。

このような法科大学院の第三者評価の重要な役割を意識し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）では、平成14年11月に設置された、機構の評価事業の今後の在り方に関する検討会議での審議を踏まえ、平成15年2月、法科大学院の認証評価に関する検討会議を設置し、学校教育法第69条の3第3項の規定に基づく法科大学院の認証評価の評価基準及び評価方法について、検討を行い、その結果を法科大学院評価基準要綱（案）として取りまとめ、これを社会に公表し、法科大学院関係者及び法曹関係者等から幅広く意見を求めた。それらの意見をも踏まえた上で、平成16年4月、新たに設置した法科大学院認証評価委員会において更に検討を重ね、このたび、法科大学院評価基準要綱を最終的に決定した。

本要綱は、法科大学院の教育活動等の状況に関する評価について、評価の目的・性格（Ⅰ総則）、評価基準（Ⅱ評価の基準）及び評価方法（Ⅲ評価の組織と方法等）を示したものである。このうち評価基準は、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（適格認定）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を記載している。これらの内容は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条に規定する法曹養成の基本理念及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえている。

なお、本要綱の他に、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（自己評価実施要項）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（評価実施手引書）等についても作成することとしている。

プロセスとしての法曹養成制度の一環としての法科大学院教育は始まったばかりである。各法科大学院には、様々な課題があると思われるが、評価の結果やそれに対する社会の反応を踏まえて、自らその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹を養成する中核的機関としての使命を果たしていくことが望まれる。

また、機構は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、評価の経験や評価を行った法科大学院等の意見を踏まえつつ、常により良い法科大学院評価システムを創り出していくよう努めていきたい。

目 次

はじめに	i
------	---

I 総 則

1 評価の目的	1
2 評価基準の性質及び機能	2
3 適格認定の要件等	4

II 評価の基準

第1章 教育目的	
1-1 教育目的	5
第2章 教育内容	
2-1 教育内容	6
第3章 教育方法	
3-1 授業を行う学生数	10
3-2 授業の方法	11
3-3 履修科目登録単位数の上限	13
第4章 成績評価及び修了認定	
4-1 成績評価	14
4-2 修了認定及びその要件	16
4-3 法学既修者の認定	18
第5章 教育内容等の改善措置	
5-1 教育内容等の改善措置	19
第6章 入学者選抜等	
6-1 入学者受入	20
6-2 収容定員と在籍者数	22
第7章 学生の支援体制	
7-1 学習支援	23
7-2 生活支援等	24
7-3 障害を持つ学生に対する支援	25
7-4 職業支援（キャリア支援）	26
第8章 教員組織	
8-1 教員の資格と評価	27
8-2 専任教員の配置と構成	29
8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員	31
8-4 専任教員の担当科目の比率	32
8-5 教員の教育研究環境	33
第9章 管理運営等	
9-1 管理運営の独自性	34
9-2 自己点検及び評価	36
9-3 情報の公表	37
9-4 情報の保管	38
第10章 施設、設備及び図書館等	
10-1 施設の整備	39
10-2 設備及び機器の整備	40
10-3 図書館の整備	41

III 評価の組織と方法等

1 評価の組織	42
2 評価の方法等	43
3 追評価	44
4 評価の時期	45
5 予備評価	46
6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応	47
7 情報公開	48
8 評価基準の改訂等	49
9 評価手数料	50

I 総則

1 評価の目的

1-1

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下、「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- （１）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第69条の3第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下、「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- （1）各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- （2）各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

2-4

解釈指針は、各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

2-5

2-4における「各基準に関する細則」としての解釈指針は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

- (3) 各法科大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」 等

3 適格認定の要件等

3-1

各法科大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられる。（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）

3-2

評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。

3-3

各基準を満たすためには、2-5（1）及び（2）に分類される解釈指針が満たされていなければならない。

3-4

機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ 評価の基準

第1章 教育目的

1－1 教育目的

1－1－1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1－1－1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1－1－2－1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。

2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-2-1

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-3

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する科目であって、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容であること。

解釈指針 2-1-2-5

実質的に法律基本科目にあたる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。

2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2-1-3-1

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

解釈指針 2－1－3－2

- (1) 法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容 (2 単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎 (2 単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎 (2 単位)
- (2) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく、また、他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。
- (3) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
 - イ 法文書作成
(契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)
- (4) 法律実務基礎科目について、(1) に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- (5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の科目並びに (4) に例示する内容の科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。

解釈指針 2－1－3－3

基礎法学・隣接科目については，学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され，そのうち，4 単位以上が選択必修とされていること。

解釈指針 2－1－3－4

展開・先端科目については，各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され，かつ，これらの科目のうち，1 2 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

2－1－4

各授業科目における，授業時間等の設定が，単位数との関係において，大学設置基準第 2 1 条から第 2 3 条までの規定に照らして適切であること。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3-1-1-1

法科大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。（なお、適切な授業方法については解釈指針 3-2-1-3 を参照。）

解釈指針 3-1-1-2

基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該科目を再履修している者。
- (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針 3-1-1-3

他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3-1-2-1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。

80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。

（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。

解釈指針 3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針 3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。（解釈指針 3-1-2-1 を参照。）

解釈指針 3-2-1-4

法律実務基礎科目については、次に掲げる事項が確保されていること。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3-2-1-5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。
- (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-6

集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。

これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1で定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとすることができる。

解釈指針3-3-1-2で定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合は、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 4-1-1-1

基準 4-1-1（１）における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 4-1-1-2

基準 4-1-1（２）における措置として、例えば次のものが考えられる。

- （１）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- （２）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- （３）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 4-1-1-3

基準 4-1-1（３）にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針 4－1－1－4

基準 4－1－1（4）にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4－1－3－1

進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。

解釈指針 4－1－3－2

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。

4－2 修了認定及びその要件

4－2－1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在籍し，93単位以上を修得していること。

この場合において，次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から，他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を，30単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては，その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から，当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を，アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で，当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案し，1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下，「法学既修者」という。）に関して，1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し，アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき，それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし，3年未満の在学期間での修了を認める場合には，当該法科大学院において，アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位を上限とすること。

解釈指針4-2-1-2

基準4-2-1(3)にいう法律基本科目は、授業科目の名称を問わず、実質的な内容が法律基本科目に当たるものを含む。

4－3 法学既修者の認定

4－3－1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

解釈指針 4－3－1－1

「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法」とは、基準 4－2－1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。

解釈指針 4－3－1－2

法律科目試験を実施する場合においては、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。

解釈指針 4－3－1－3

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合には、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4－3－1－4

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4－3－1－5

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていること。

第5章 教育内容等の改善措置

5－1 教育内容等の改善措置

5－1－1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針5－1－1－1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針5－1－1－2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針5－1－1－3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- （１）授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- （２）教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- （３）外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針5－1－2－1

実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

第6章 入学者選抜等

6－1 入学者受入

6－1－1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

解釈指針6－1－1－1

法科大学院には，入学者の適性及び能力等の評価，その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針6－1－1－2

入学志願者に対して，当該法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，並びに基準9－3－2に定める事項について，事前に周知するように努めていること。

6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して，各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして，入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針6－1－3－1

入学者選抜において，当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学，又は卒業した者（以下，「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には，それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針6－1－3－2

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし，それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6-1-5-2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6-1-5-3

入学者選抜に当たって、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。

解釈指針 6-1-5-4

入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

6－2 収容定員と在籍者数

6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針 6－2－1－1

基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。
また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。

解釈指針 6－2－1－2

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針 6－2－2－1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針7-1-1-1

入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針7-1-1-2

法学未修者に対しては、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。

解釈指針7-1-1-3

法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。

解釈指針7-1-1-4

履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針7-1-2-1

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針7-1-2-2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

7－2 生活支援等

7－2－1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう，学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言，支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7－2－1－1

各法科大学院は，多様な措置（各法科大学院における奨学基金の設定，卒業生等の募金による基金の設定，他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針7－2－1－2

学生の健康相談，生活相談，各種ハラスメントの相談等のために，保健センター，学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

7－3 障害を持つ学生に対する支援

7－3－1

身体に障害を持つ者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害を持つ学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7－3－1－1

身体に障害を持つ者に対しても，等しく受験の機会を確保し，障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針 7－3－1－2

身体に障害を持つ学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針 7－3－1－3

身体に障害を持つ学生に対しては，修学上の支援，実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど，相当な配慮に努めていること。

7－4 職業支援（キャリア支援）

7－4－1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性，志望に応じて，主体的に進路を選択できるように，必要な情報の収集・管理・提供，ガイダンス，指導，助言に努めていること。

解釈指針 7－4－1－1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように，その規模及び教育目的に照らして，適切な相談窓口を設置するなど，支援に努めていること。

第8章 教員組織

8-1 教員の資格と評価

8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

8-1-2

基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針8-1-1・2-1

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針8-1-2-2

基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針8-1-2-3

基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8－1－2－4

基準 8－1－2 に規定する専任教員は，平成 25 年度までの間，解釈指針 8－1－2－3 の規定にかかわらず，同基準に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で，大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし，大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には，基準 8－1－2 に規定する専任教員の数のすべてを算入することができる。

8－1－3

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

8-2 専任教員の配置と構成

8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

解釈指針8-2-1-3

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-4

入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8-2-1-5

各法科大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針 8－2－2－1

基礎法学・隣接科目，展開・先端科目について，法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

解釈指針 8－2－2－2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

8－3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

8－3－1

基準8－2－1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8－3－1－1

基準8－3－1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

解釈指針8－3－1－2

基準8－3－1に規定するおおむね2割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

8－3－2

基準8－3－1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

8－4 専任教員の担当科目の比率

8－4－1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については，原則として，専任教員が配置されていること。

解釈指針 8－4－1－1

基準 8－4－1 に掲げる科目のうち必修科目については，その授業のおおむね 7 割以上が，専任教員によって担当されていること。

8－5 教員の教育研究環境

8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針 8－5－1－1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。

8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

解釈指針9-1-1-1

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。

法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、助教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-2

専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については，法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針9-1-1-4

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については，法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

解釈指針9-1-2-1

法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は，法科大学院の設置形態及び規模等に応じて，適切なものであること。

解釈指針9-1-2-2

法科大学院の管理運営を適切に行うために，職員の能力の向上を図るよう努めていること。

9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-3-1

法科大学院の設置者が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針9-1-3-2

法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針9-1-3-3

法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

9－2 自己点検及び評価

9－2－1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り，当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため，当該法科大学院における教育活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表していること。

9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては，その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに，適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 9－2－2－1

法科大学院には，教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために，適当な体制が整えられていること。

解釈指針 9－2－3－1

自己点検及び評価においては，当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し，かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

9－2－4

自己点検及び評価の結果について，当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 9－2－4－1

法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については，法律実務に従事し，法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

9－3 情報の公表

9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について，印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等，広く社会に周知を図ることができる方法によって，積極的に情報が提供されていること。

9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を，毎年度，公表していること。

解釈指針 9－3－2－1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には，次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

9－4 情報の保管

9－4－1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 9－4－1－1

「評価の基礎となる情報」には、基準 9－2－1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9－3－2 に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針 9－4－1－2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。

解釈指針 9－4－1－3

「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設の整備

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針 10-1-1-1

教室、演習室及び実習室は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針 10-1-1-2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針 10-1-1-4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-5

学生の自習室については、学生が基準 10-3-1 で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針 10-1-1-6

法科大学院の図書館等を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

10－2 設備及び機器の整備

10－2－1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

10-3 図書館の整備

10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

解釈指針10-3-1-1

法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針10-3-1-2

法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針10-3-1-3

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針10-3-1-4

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針10-3-1-5

法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針10-3-1-6

法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針10-3-1-7

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

Ⅲ 評価の組織と方法等

1 評価の組織

1-1

機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。

(1) 法科大学院認証評価委員会

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂及び変更

イ 評価報告書の作成

(2) 評価部会及び運営連絡会議

評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。

評価部会は、評価対象機関を分担して書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成する。

運営連絡会議は、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会がとりまとめる評価報告書原案の調整及び評価基準、評価方法その他評価に必要な事項に関する改善案を評価委員会に提案する。

1-2

評価委員会、評価部会及び運営連絡会議の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。

1-3

機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

2 評価の方法等

2-1

評価の手順は次のとおりとする。

- (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、評価基準に基づき法科大学院の教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。
- (2) (1) の結果に基づき、評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- (3) 評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

2-2

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。

訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。

2-3

評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院に通知し、その内容等に対する当該法科大学院の意見の申立ての機会を設ける。

意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。

意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において最終的な決定を行う。

2-4

機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

3 追評価

3-1

適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。

3-2

追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行うものとする。

4 評価の時期

4-1

機構は、毎年度1回、別に定める様式に従い提出された評価申請の受付を行い、当該評価申請に基づいて評価を実施する。

なお、機構は、評価申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。

4-2

法科大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けるものとする。

4-3

追評価を受けた法科大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとする。

5 予備評価

5-1

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、予備評価を実施する。

5-2

予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。
なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。

5-3

予備評価の内容等は次のとおりとする。

- （1）予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。
ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。
- （2）予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。
- （3）予備評価は、基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、適格認定を行うものではない。

6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応

6-1

機構認定法科大学院は、基準9-3-2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。

なお、機構は、法科大学院年次報告書の提出がない場合には、その旨を公表するものとする。

6-2

機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。

6-3

機構の評価を受けた法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合は、その内容について評価委員会において審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨法科大学院を置く大学に通知し、当該大学の申請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、法科大学院としての適格認定の判断を行う。

また、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じる。

7 情報公開

7-1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

7-2

機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった行政文書の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。

8 評価基準の改訂等

8-1

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価基準の改訂及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。

なお、評価基準等が改訂される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。

9 評価手数料

9－1

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。